

令和4年度

地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課

は し が き

地方公務員共済組合及び地方議会議員共済会から提出された事業報告書、決算書等に基づき「令和4年度地方公務員共済組合等事業年報」をとりまとめました。

この年報は、昭和39年12月に昭和38年度版を発刊して以来、今回で60回目の刊行を迎えることとなりますが、地方公務員共済組合等の事業の実施状況、経理の現状等を整理するとともに、地方公務員共済組合等の制度を概説したものであります。

本書が、地方公務員共済組合の関係の方々等により広く利用されるよう願うものであります。

令和6年3月

総務省自治行政局公務員部福利課長

田中 良斉

目 次

概 要

第 1 制度の沿革	2
1 地方公務員の共済組合制度の沿革	2
2 社会保障協定の状況	8
3 地方議会議員の年金制度の沿革	9
第 2 制度の改正等	10
1 制度の改正	10
2 令和 4 年度における年金額の改定	11
第 3 制度の概要	12
1 地方公務員の共済組合制度の概要	12
2 地方団体関係団体職員年金制度等の概要	23
3 地方議会議員の年金制度の概要	25
第 4 事業の概要	30
I 地方公務員共済組合の事業の概要	30
[I] 組合及び組合員の概況	30
1 組合等の数	30
2 組合員数	31
3 被扶養者数	35
4 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	36
[II] 短期給付の概況	39
1 収支の状況	39
2 短期財源率の状況	43
3 給付の状況	44
(1) 給付の種類	44
(2) 受診率等の状況	44

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合	44
(4) 給付実績	44
[III] 長期給付の概況	51
1 長期財源率の状況	51
2 収入の状況	52
3 給付の状況	53
4 長期給付積立金の状況	66
[IV] 福祉事業の概況	70
II 地方議会議員共済会の事業の概要	77
[I] 地方議会議員の概況	77
[II] 給付経理の財源	77
[III] 収支の概況（給付経理）	77

統計表 I（地方公務員等共済組合）

1 組合員数、被扶養者数及び標準報酬等に関する調	80
2 福祉施設に関する調	84
3 短期法定給付支給状況調	86
4 短期附加給付支給状況調	96
5 長期給付支給状況調	98
6 年金種類別受給権者状況調	102
7 短期経理貸借対照表	108
8 同 損益計算書	110
9 厚生年金保険経理貸借対照表	114
10 同 損益計算書	116
11 退職等年金経理貸借対照表	120
12 同 損益計算書	122
13 経過的長期経理貸借対照表	124
14 同 損益計算書	126
15 業務経理貸借対照表	128

16	同	損益計算書	130
17		保健経理貸借対照表	134
18	同	損益計算書	136
19		医療経理貸借対照表	140
20	同	損益計算書	142
21		宿泊経理貸借対照表	146
22	同	損益計算書	150
23		住宅経理貸借対照表	154
24	同	損益計算書	156
25		貯金経理貸借対照表	158
26	同	損益計算書	160
27		貸付経理貸借対照表	162
28	同	損益計算書	164
29		物資経理貸借対照表	168
30	同	損益計算書	172
31		財形経理貸借対照表	176
32	同	損益計算書	178

統計表 I の 2 ⎧ 指定都市職員共済組合
都市職員共済組合
市町村職員共済組合 ⎫ の組合別内訳

1		組合員数、被扶養者数及び標準報酬等に関する調	182
2		福祉施設に関する調	194
3		短期法定給付支給状況調	196
4		短期附加給付支給状況調	232
5		短期経理貸借対照表	240
6	同	損益計算書	248
7		業務経理貸借対照表	264
8	同	損益計算書	276

9	保健経理貸借対照表	292
10	同 損益計算書	308
11	宿泊経理貸借対照表	332
12	同 損益計算書	348
13	貯金経理貸借対照表	368
14	同 損益計算書	376
15	貸付経理貸借対照表	388
16	同 損益計算書	400
17	物資経理貸借対照表（市町村職員共済組合のみ）	420
18	同 損益計算書（同 上）	428
19	財形経理貸借対照表	438
20	同 損益計算書	446

統計表 I の 3（再掲 地方公務員共済組合連合会）

1	厚生年金保険給付調整経理貸借対照表	462
2	同 損益計算書	462
3	退職等年金給付調整経理貸借対照表	463
4	同 損益計算書	463
5	経過的長期給付調整経理貸借対照表	464
6	同 損益計算書	464
7	基礎年金拠出金経理貸借対照表	465
8	同 損益計算書	465
9	厚生年金拠出金経理貸借対照表	466
10	同 損益計算書	466
11	業務経理貸借対照表	467
12	同 損益計算書	467

統計表 I の 4（再掲 全国市町村職員共済組合連合会）

1	災害給付経理貸借対照表	470
2	同 損益計算書	470

3	保健給付経理貸借対照表	471
4	同 損益計算書	471
5	厚生年金保険経理貸借対照表	472
6	同 損益計算書	472
7	退職等年金経理貸借対照表	473
8	同 損益計算書	473
9	経過の長期経理貸借対照表	474
10	同 損益計算書	474
11	業務経理貸借対照表	475
12	同 損益計算書	475
13	宿泊経理貸借対照表	476
14	同 損益計算書	476
15	団体信用生命保険経理貸借対照表	477
16	同 損益計算書	477
17	貸付債権共同保全経理貸借対照表	478
18	同 損益計算書	478
19	短期給付財政調整経理貸借対照表	479
20	同 損益計算書	479
21	短期給付特別財政調整経理貸借対照表	480
22	同 損益計算書	480
23	育児・介護休業給付経理貸借対照表	481
24	同 損益計算書	481
25	財形経理貸借対照表	482
26	同 損益計算書	482

統 計 表 II (地方議会議員共済会)

1	議員数及び報酬に関する調	484
2	共済給付金支給状況調	484
3	年金たる共済給付金種類別受給権者状況調	484

4	給付經理貸借対照表	485
5	同 損益計算書	485
6	業務經理貸借対照表	486
7	同 損益計算書	486

概 要

第1 制度の沿革

1 地方公務員の共済組合制度の沿革

地方公務員についての退職年金制度及び共済制度は、昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法（昭和39年法律第152号により法律名が「地方公務員等共済組合法」に改称された。以下「法」という。）が施行され現行の統一的な共済組合制度に統合されたが、それまでの間は、都道府県と市町村の区分、身分や職種の違いによって区々に分かれて行われていた。この制度的な沿革の概略は、次のとおりである。

- (1) 都道府県の職員、地方警察職員、教育職員、消防職員のうち国の官吏たる身分を有する者については、地方自治法、警察法、教育公務員特例法、消防組織法が施行されるまでは、恩給制度が適用され、地方自治法等の施行後も、その施行前から引き続き官吏に相当するものとして勤務するものについては、恩給法の規定が準用されていた。

また、都道府県の職員等のうち道制、都府県制に基づく有給吏員等に対しては、官吏の制度は適用されず、明治以来これらの法律に基づき地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。

一方、都道府県の職員等に対する医療保険制度としては、政府職員共済組合令（昭和15年勅令第827号）による短期給付制度が適用されていた。

- (2) 昭和23年7月1日に旧国家公務員共済組合法が施行され、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察消防の職員は、同法の短期給付に関する規定の適用を受けることとなり、更に昭和24年同法の一部改正が行われ、これらの地方公務員のうち雇用人である者に対しては同法の長期給付に関する規定も適用されることとなった。

- (3) 昭和31年地方自治法の一部が改正され、同年9月1日以降退職した者については、恩給法上の公務員としての在職期間と都道府県の職員としての在職期間との間、都道府県相互間の在職期間が恩給又は都道府県の退職年金の基礎在職年に相互に通算されることになり、昭和34年3月31日以降は市町村の教育職員相互間並びに市町村の教育職員と恩給法上の公務員及び都道府県の職員

間にも同様の通算措置がとられることとなった。

- (4) 昭和 33 年国家公務員共済組合法の全部改正が行われたが、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察職員は、従来と同様の取扱いにより同法の適用を受けることとなった。
- (5) 一方、市町村の職員については、市町村制に基づき、市の吏員及び一部の町村の吏員について、それぞれの地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。
- (6) 町村の吏員については、昭和 18 年 4 月政府の指導により、各都道府県ごとに町村制に基づく一部事務組合として町村吏員恩給組合が設立され、町村吏員に対する退職年金及び退職一時金の給付事務を共同して処理することとなったが、昭和 27 年 4 月に町村職員恩給組合法が制定され、当該町村職員恩給組合について、その内容の整備充実が図られた。
- (7) 昭和 29 年 7 月に市町村職員共済組合法が制定され、翌 30 年 1 月 1 日から市町村職員共済組合が発足し、原則として、全市町村の職員について、同法に基づく短期給付が適用され、更に雇用人については、当該短期給付のほか同法に基づく長期給付が適用された。ただし、市町村職員共済組合法の公布の際、市町村職員共済組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、健康保険組合の存続を申し出たときは、当該市町村の職員には、市町村職員共済組合法の全部又は短期給付に関する部分は適用されず、市町村職員共済組合法の全部非適用の市町村にあっては、市町村職員共済組合法の長期給付に相当する給付を行うこととされていた。
- (8) 昭和 37 年 12 月 1 日に地方公務員の新共済制度が発足し、上記の地方公務員の退職年金制度及び共済制度は、統一的な制度に統合されることとなった。この例外として、法の公布の際、現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあつては、当該健康保険組合を存続しない旨のその組合会の議決があつた場合を除き、健康保険組合はそのまま存続し、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、法の短期給付に関する規定は適用しないものとされた（なお、平成 22 年 12 月 1 日をもって、存続していた健康保険組合はすべて解散し、すべての地方公共団体職員について法の規定に基づく短期給付が適用されることとなった。）。

なお、法の施行により、国家公務員共済組合法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合は、同一性をもって法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合として存続することとされ、旧町村職員恩給組合法に基づく旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合法に基づく旧市町村職員共済組合は、法施行と同時に解散され、その権利義務は、法に基づく市町村職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもって組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもって組織する都市職員共済組合連合会が設けられた。

- (9) 地方団体関係団体の職員に対する年金制度は、昭和 39 年 7 月 6 日に公布された地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 152 号）により、法に基づく年金制度として制度化され、同年 10 月 1 日から発足した。

従来、地方団体関係団体の職員に対する年金制度としては、厚生年金保険法（一部の職員にあっては、沿革的に法）が適用されていたのであるが、これらの職員の職務内容が、地方公務員に準じていること等から地方公務員の共済制度に準じた共済制度を設けることが適当であるとの国会における附帯決議があったこと等により、法のなかに地方公務員に対する年金制度とは別に地方団体関係団体の職員に対する年金制度が設けられた。

なお、地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とは、不通算とされていた。

- (10) 昭和 59 年 4 月 1 日に地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、地方公務員共済組合連合会が設けられた。地方公務員共済組合連合会は、平成 2 年 4 月、当初加入していなかった公立学校共済組合及び警察共済組合の加入により、すべての地方公務員共済組合をもって組織されることとなった。

また、地方公務員共済組合連合会の設立にあわせて、既に設けられていた市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散するとともに、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織す

る全国市町村職員共済組合連合会が設けられた。

(11) 昭和 60 年 5 月 1 日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により、昭和 61 年 4 月 1 日から国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用することとされた。これに伴い昭和 60 年 12 月 27 日に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）が公布され、地方公務員等共済組合が支給する年金は、基礎年金と併せて支給する給料比例の年金として再編成された。また、この法律により、従来、不通算とされていた地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とを相互に通算することとされた。

(12) 平成 12 年 4 月 1 日からは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。

(13) 平成 16 年 6 月 23 日に公布された地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を段階的に引き上げることに
より平成 21 年度に統一するとともに、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

また、平成 19 年 4 月 1 日から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理することとされた。

(14) 平成 24 年 8 月 22 日に公布された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）により、平成 26 年 12 月から指定都市職員共済組合は全国市町村職員共済組合連合会に加入することとされた（ただし、長期給付事業の一元的処理については、平成 27 年 10 月から実施することとされた。）。

また、この法律により、平成 27 年 10 月 1 日から、厚生年金と共済年金に分

かれていた被用者年金制度を厚生年金制度に統一することとされ、共済年金に係る規定の削除、共済年金にある公的年金としての職域部分の廃止等の措置が講じられた。あわせて、廃止後の新たな年金については、平成 24 年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域加算額の廃止と同時に設けることとされた。

- (15) 平成 24 年 11 月 26 日に公布された地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 97 号）により、退職等年金給付を設けることとされた。
- (16) 令和 2 年 6 月 5 日に公布された年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）により、令和 4 年 10 月 1 日から、地方公務員等のうち被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用対象である非常勤職員に対して、短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）を適用することとされた。

2 社会保障協定の状況

国際的な人的交流の活発化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度等に二重加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生じていることから、これを回避するため日本と下表の協定締結相手国との間で社会保障に関する協定が締結され、この協定を実施するために必要な法の特例等を定める法律が制定されている。当初は、協定締結相手国ごとに特例法を定めていたが、社会保障協定に係る法制の簡素化及び円滑な実施を図るため関係諸法を統合し、平成20年3月に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成19年法律第104号)」が施行された。

協定締結相手国	協定の範囲		協定の発効日
	年金	医療	
ドイツ連邦共和国	○		平成12年2月1日
イギリス	○		平成13年2月1日
大韓民国	○		平成17年4月1日
アメリカ合衆国	○	○	平成17年10月1日
ベルギー	○	○	平成19年1月1日
フランス	○	○	平成19年6月1日
カナダ	○		平成20年3月1日
オーストラリア	○		平成21年1月1日
オランダ	○	○	平成21年3月1日
チェコ	○	○	平成21年6月1日
スペイン	○		平成22年12月1日
アイルランド	○		平成22年12月1日
ブラジル	○		平成24年3月1日
スイス	○	○	平成24年3月1日
ハンガリー	○	○	平成26年1月1日
インド	○		平成28年10月1日
ルクセンブルク	○	○	平成29年8月1日
フィリピン	○		平成30年8月1日
スロバキア	○		令和元年7月1日
中国	○		令和元年9月1日
フィンランド	○		令和4年2月1日
スウェーデン	○		令和4年6月1日

3 地方議会議員の年金制度の沿革

地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）に対する退職年金制度は昭和 36 年 6 月に地方議会議員互助年金法が施行され、都道府県、市又は町村の地方議会議員の区分ごとにその任意加入による互助会組織を設けることができることとし、これによって年金を支給する互助年金制度として発足した。

しかし互助年金制度は、地方公務員の統一的な年金制度が設けられる際にはこれに統合することを前提として設けられたので、昭和 37 年 12 月 1 日に法が施行された際に統合され、地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）による年金制度が制定され、すべての地方議会議員がその適用を受けることとなった。

なお旧地方議会議員互助年金法に基づく都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会及び町村議会議員互助会は、同一性をもって法に基づく都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会として存続することとされた。

その後、厳しい年金財政の状況に対応するため、平成 15 年 4 月 1 日から給付水準の原則 20%引下げが行われ、平成 19 年 4 月 1 日から給付水準の原則 12.5%引下げが行われた。また、平成 18 年 10 月 1 日から、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、保険料率を一本化するとともに、両共済会の給付と負担の水準が等しくなるような財政調整を行うこととなった。

しかしながら、その後、市町村合併に伴う議員定数の削減が予想以上に進展したことに加え、行政改革に伴う議員定数及び議員報酬の削減が行われたため、さらに財政状況が悪化し、持続的な制度として存続させることが困難となったことから、平成 23 年 6 月 1 日をもって制度は廃止された。

第2 制度の改正等

1 制度の改正

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」、「地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第266号）」等により、令和4年度に施行された制度の主な改正内容は次のとおりである。

(1) 地方公務員共済制度の適用範囲の拡大（令和4年10月1日施行）

被用者保険の更なる適用対象の拡大に併せて、地方公務員等のうち厚生年金保険・健康保険の適用対象である非常勤職員を組合員とし、新たに組合員となる非常勤職員に対して、短期給付・福祉事業を適用することとされた。

(2) 育児休業期間中の掛金等の特例の見直し（令和4年10月1日施行）

組合員が月内に14日以上の子育休業等を取得した場合に当該月の掛金等を免除するとともに、期末手当等に係る掛金等については1月を超える子育休業等を取得している場合に限り、免除の対象とすることとされた。

2 令和4年度における年金額の改定

令和3年平均の全国消費者物価指数は対前年比マイナス0.2%となり、対前年度比名目手取り賃金変動率はマイナス0.4%、マクロ経済スライドによる「スライド調整率」はマイナス0.3%（※）となった。

令和4年度の年金額は、令和4年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（マイナス0.4%）が物価変動率（マイナス0.2%）を下回るため、新規裁定者・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（マイナス0.4%）によって改定された。また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和4年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われず、スライド調整率（マイナス0.3%）は翌年度以降に繰り越しとなった。

※ マクロ経済スライドによるスライド調整率（マイナス0.3%）

= マイナス0.1%（令和3年度のスライド調整率の繰り越し分）

+

マイナス0.2%（令和4年度のスライド調整率）

第3 制度の概要

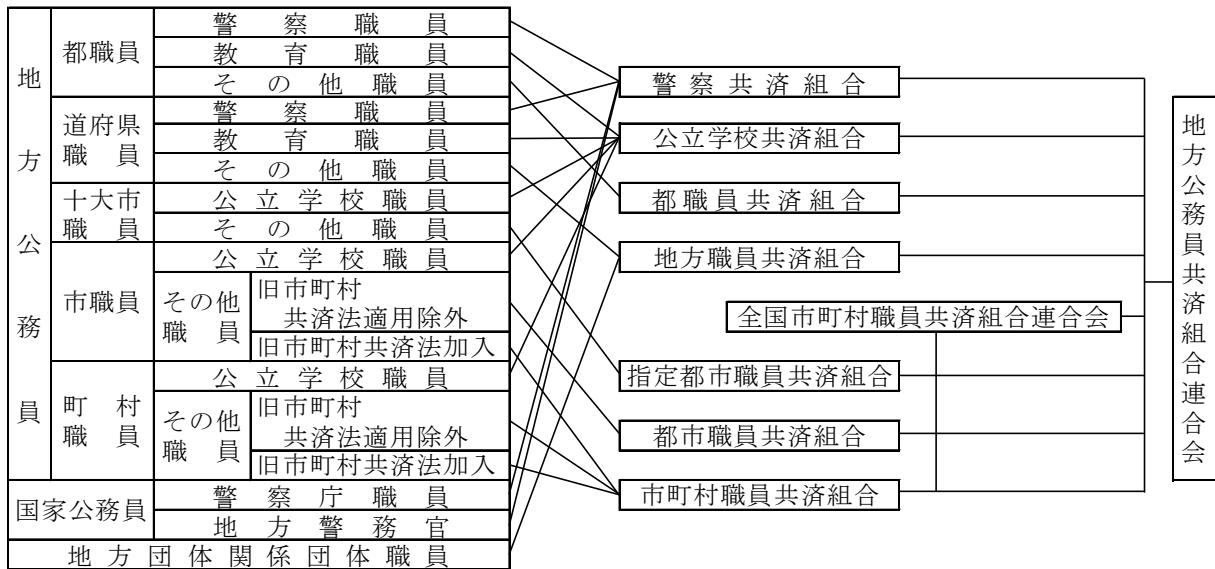
1 地方公務員の共済組合制度の概要

組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付又は長期給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 組 合

常時勤務に服することを要する地方公務員等のうち、都道府県の職員については主としてその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により次表に示すようにそれぞれの職員をもって組織する組合が設けられている。



なお、国家公務員は、本来国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）の適用を受け国家公務員共済組合の組合員となるものであるが、都道府県警察に勤務する国家公務員及び警察庁の職員は、特例として警察共済組合の組合員とされている。

(2) 全国市町村職員共済組合連合会

指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下「構成組合」という。）の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 構成組合の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げる業務を行うこと。①長期給付の裁定又は決定及び支払 ②厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立て ③業務上の余裕金の管理及び運用 ④その他総務省令で定める業務

イ 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。

ウ 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。

エ 構成組合の短期給付の掛金に係る不均衡を調整するための交付金（調整交付金）を構成組合に交付する事業を行うこと。

オ 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡を調整するための交付金（特別調整交付金）を構成組合に交付する事業を行うこと。

カ 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業を行うこと。

キ エからカまでに掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業を行うこと。

ク 災害給付積立金の管理及び運用を行うこと。

ケ 福祉事業を行うこと。

コ その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

なお、構成組合の長期給付事業は、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については平成 19 年 4 月から、指定都市職員共済組合については平成 27 年 10 月から、市町村連合会において一元的に処理を行っている。

(3) 地方公務員共済組合連合会

組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合及び市町村連合会をもって組織する地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合及び市町村連合会に提供すること。

イ 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、実施機関との情報交換及び連絡調整を行うこと。

ウ 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

エ 厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

オ 厚生年金拠出金を納付し、又は厚生年金交付金を受け入れること。

カ 基礎年金拠出金を納付すること。

キ 退職等年金給付に係る付与率、基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合を定めること。

ク 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合連合会からの財政調整拠出金を受け入れること。

ケ その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(4) 組 合 員

職員となった者又は組合員とされる国の職員となった者は、その職員又は国の職員となった日から、その属する地方公共団体の区分又は職種により組織す

る組合の組合員の資格を取得し、また、組合又は地共済連合会及び市町村連合会（以下「連合会」という。）の役職員は、組合又は連合会の役職員となった日から、当該組合（地共済連合会の役職員については地方職員共済組合、市町村連合会の役職員については東京都市町村職員共済組合）の組合員の資格を取得する。組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

(5) 標準報酬

標準報酬の等級及び月額、組合員の報酬月額に基づき標準報酬等級表によって区分され、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の 22 分の 1 に相当する金額とする。

標準報酬は、次の方法により決定・改定される。

ア 定時決定

毎年 7 月 1 日において、現に組合員である者の同日前 3 月間（同日に継続した組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が 17 日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、その年の 9 月 1 日から翌年の 8 月 1 日までの標準報酬とする。

イ 資格取得時決定

組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の 8 月 31 日（6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の 8 月 31 日）までの標準報酬とする。

ウ 随時改定

組合員が継続した 3 月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17 日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を 3 で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高

低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、その年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

エ 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日(以下「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間(育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

オ 産前産後休業終了時改定

組合は、産前産後休業を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日(以下「産前産後休業終了日」という。)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間(産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

カ 組合員の報酬月額がア、イ、エ、オによって算定することが困難であるとき、又はア～オによって算定するとすれば著しく不当であるときは、これらにかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

(6) 標準期末手当等の額

組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。

(7) 給 付

組合は、組合員又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業（被扶養者を除く。）又は災害に関して短期給付を行うほか、これらの法定給付に準ずる短期給付として附加給付を行い、また、組合員の退職、障害又は死亡に関して長期給付を行っている。

ア 短期給付

短期給付には、法定給付と附加給付がある。

(ア) 法定給付には、次の 15 種類がある。

- 保健給付……………①療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費
②家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費
③高額療養費及び高額介護合算療養費 ④出産費
⑤家族出産費 ⑥埋葬料 ⑦家族埋葬料
休業給付……………⑧傷病手当金 ⑨出産手当金 ⑩休業手当金 ⑪育児休業手当金 ⑫介護休業手当金
災害給付……………⑬弔慰金 ⑭家族弔慰金 ⑮災害見舞金

(イ) 附加給付は、前記の法定給付に準じてそれぞれの組合の定款で定めるところにより、実施するものとされている。

イ 長期給付

長期給付には、次の 6 種類がある。

厚生年金保険給付……①老齢厚生年金

②障害厚生年金及び障害手当金

③遺族厚生年金

退職等年金給付……④退職年金

⑤公務障害年金

⑥公務遺族年金

ただし、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる者（常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）又は同項第 6 号若しくは第 7 号に掲げる者については、令和 4 年 10 月から長期給付は適用しないこととされている。

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成 27 年 9 月 30 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

(8) 福祉事業

組合（市町村連合会を含む。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

ウ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

エ 組合員の貯金の受入れ又はその運用

オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け

カ 組合員の需要する生活必需物資の供給

キ その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

(9) 費用の負担

組合が短期給付、長期給付及び福祉事業を行うために必要な財源は、組合員の掛金並びに地方公共団体（国家公務員である組合員については国、職員団体の専従職員である組合員については職員団体及び地方公共団体、組合又は連合会の役職員である組合員については組合又は連合会）の負担金である。ただし、育児休業をしている組合員は、当該育児休業に係る子が3歳に達する日までの期間、申出に基づき掛金が免除されるとともに、これらの金額に相当する地方公共団体の負担金が免除される。

ア 短期給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。また、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用のうち、当該事業年度において負担する育児休業手当金及び介護休業手当金の額に政令で定める割合（100分の12.5）を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとされている（当分の間、特例措置により100分の6.875。）。

イ 厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額を地方公共団体が負担することとし、残りの費用については厚生年金被保険者と地方公共団体の折半負担とされている。

ウ 退職等年金給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

エ 福祉事業に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

また、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用（退職等年金給付事業に係る事務に要する費用を除く。）については、法第144条の3第1項に規定する団体に勤務する職員に係る負担をする場合は、その費用の額に100分の40を乗じて得た額を、それ以外の場合は100分の67.5を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとし、その他必要な資金を主務大臣の定める範囲内において組合が短期経理及び長期経理から繰り入れることとされている。

なお、短期給付に要する費用及び長期給付に要する費用は、次に掲げる方法により算定することとされている。

(7) 短期給付

…その事業年度における費用の予想額と、掛金及び負担金の額とが等しくなるように、いわゆる自然保険料方式により定める。

(イ) 厚生年金保険給付

…厚生年金保険事業に要する費用は、保険料をもって充てる。

なお、厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならないこととされており、政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間（財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間）における見通しを作成しなければならないこととされている。

(ウ) 退職等年金給付

…将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額と国共法に規定する国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定める。

(10) 継続長期組合員

組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、沖縄振興開発金融公庫又は政令で定める法人に使用される者（役員及び非常勤の者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合には、法の長期給付に関する適用については、その者の退職はなかったものとみなされ、その者は、当該公庫等職員として在職している間、引き続き転出の際所属していた組合の組合員であるものとされる。

なお、継続長期組合員に係る「業務」は「公務」とみなされ、また、地方公共団体が負担すべき長期給付に係る負担金は当該公庫等が負担するものとさ

れている。

継続長期組合員は、転出の日から起算して5年を経過したとき、引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき、死亡したときは、その翌日から継続長期組合員の資格を喪失する。

(11) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、その退職の日から起算して20日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出たときは、任意継続組合員の資格を取得し、短期給付及び福祉事業に係る部分のうち休業手当金等の一部が適用除外される場合は、組合員であるとみなされ、それぞれの給付等が適用される。

なお、任意継続組合員に係る任意継続掛金は、当該組合の短期給付に係る組合員の掛金及び地方公共団体の負担金の合算額に相当するものとされている。

任意継続組合員が資格取得後2年を経過したとき、死亡したとき、掛金を払い込まなかったとき、組合員となったとき、任意継続組合員でなくなることを希望する旨を申し出たとき、後期高齢者医療の被保険者等となったときは、その資格を喪失する。

(12) 地方公務員共済組合が支給する年金の年額の改定

ア 法の適用を受けた地方公務員に係る年金

法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定による退職年金、退職共済年金等の年額の改定に関する法令の規定によりその年額が改定される。

イ 国共法の適用を受けた都道府県の職員に係る年金

施行法第3条の2の2の規定により、国共法の規定による退職年金等に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定される場合にその改定の例により、その年額が改定される。

ウ 旧町村職員恩給組合恩給条例の適用を受けた市町村の吏員に係る年金

施行法第3条の3の規定により、恩給に関する法令の改定により恩給の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

エ 旧市町村職員共済組合法の適用を受けた市町村の雇用人に係る年金

施行法第3条の4の規定により、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

(13) 派遣職員に関する法の適用

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）に基づく派遣職員については、引き続き派遣された日の前日まで所属していた地方公務員共済組合の組合員として、法の規定が全面適用されることとなっている。

また、派遣法に基づく退職派遣者の法の適用にあたっては、法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして継続長期組合員と同様の取り扱いをすることとされている。

(14) 地方独立行政法人の職員に関する法の適用

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の職員については、その設立団体の職員を組合員とする共済組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとされている。

また、職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人であって同項の規定により設立団体の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の職員となったものをいう。）、定款変更一般地方独立行政法人（特定地方独立行政法人が定款変更により一般地方独立行政法人となったものをいう。）及び職員引継等合併一般地方独立行政法人（新設合併によって設立された一般地方独立行政法人であって、合併前の法人が職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、これらの法人の新設合併により設立された法人等、その役職員が法第2条1項第1号の職員とみなされる法人のみであったものをいう。）の役職員については、法に規定する職員とみなして、特定地方独立行政法人の職員と同様、法の規定の適用を受けるものとされている。

一方、地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合

併一般地方独立行政法人を除く。)は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体とされ、その職員は地方職員共済組合(団体共済部)の組合員となるものとされている。

2 地方団体関係団体職員の年金制度等の概要

地方職員共済組合(団体共済部)(昭和 57 年 4 月 1 日前は、地方団体関係団体職員共済組合であった。以下「団体共済部」という。)は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体(以下「地方団体関係団体」という。)に勤務する職員に対し、地方公務員の長期給付に準ずる給付を行い、あわせて福祉事業を実施することによりこれらの職員及びその遺族の生活の安定と福祉増進に寄与するとともに、地方団体関係団体の事業の円滑な運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項についてその概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 地方団体関係団体

地方団体関係団体については、法において次の各号に掲げる団体とされている。

- ア 地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの(知事会、市長会等の地方 6 団体がこれに該当する。)
- イ 地方自治法第 263 条の 2 第 1 項に規定する公益的法人(市有物件災害共済会等がこれに該当する。)
- ウ 国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの
- エ 地方公共団体の職員を被保険者とする健康保険組合
- オ 地方公務員災害補償基金
- カ 消防団員等公務災害補償等共済基金
- キ 水害予防組合
- ク 地方住宅供給公社
- ケ 地方道路公社
- コ 土地開発公社
- サ 一般地方独立行政法人(職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。)

(2) 団体組合員

地方団体関係団体の職員又は団体共済部の役職員となった者は、その職員等となった日から団体組合員の資格を取得し、団体組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から団体組合員の資格を喪失する。

(3) 給 付

団体共済部は、団体組合員の退職、障害又は死亡に関し、次に掲げる6種類の給付を行うが短期給付は行わないものとされている。

厚生年金保険給付……①老齢厚生年金

②障害厚生年金及び障害手当金

③遺族厚生年金

退職等年金給付……④退職年金

⑤公務障害年金

⑥公務遺族年金

なお、昭和61年3月31日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成27年9月30日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

(4) 福祉事業

団体共済部は、団体組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア 団体組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ 団体組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

ウ 団体組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

エ 団体組合員の貯金の受入れ又はその運用

オ 団体組合員の臨時の支出に対する貸付け

カ 団体組合員の需要する生活必需物資の供給

キ その他団体組合員の福祉の増進に資する事業で地方職員共済組合の定款

で定めるもの

(5) 費用の負担

団体共済部が厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額を公経済の主体である地方公共団体が負担することとし、残りの費用については団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

福祉事業に要する費用については、団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

また、団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用（退職等年金給付に係る事務に要する費用を除く。）については、その費用の額に100分の40を乗じて得た額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を総務大臣の定める範囲内において長期経理から繰り入れることとされている。

3 地方議会議員の年金制度の概要

共済会は、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に資するため、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金及び一時金を支給することを目的として運営されていた。

なお、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号。以下「廃止法」という。）により、平成23年6月1日をもって地方議会議員年金制度が廃止され、これに伴う経過措置が設けられている。

法及び廃止法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 共 済 会

ア 制度廃止前（平成23年5月31日まで）

次の各号に掲げる区分に従って、地方議会議員をもって組織する共済会が設けられている。

- (ア) 都道府県の議会の議員……………都道府県議会議員共済会
- (イ) 市（特別区を含む。）の議会の議員……………市議会議員共済会
- (ウ) 町村の議会の議員……………町村議会議員共済会

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

共済会は、制度廃止に伴う経過措置としての給付を行うため、それぞれ都道府県議会議員存続共済会、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会（以下「存続共済会」という。）として存続するものとし、業務が全て終了したときに解散することとされている。

(2) 給 付

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共済会が行う給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金の 5 種類である。

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

存続共済会が行う給付は、旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金並びに特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金である。

なお、廃止法による給付の主な経過措置について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(ア) 制度廃止時の議員退職者に係る給付

制度廃止時に既に議員を退職して退職年金の給付事由が生じている者については、廃止前の制度による退職年金の給付を継続することとされている。

(イ) 制度廃止時の現職議員に係る給付

a 在職 12 年以上の場合

制度廃止時（平成 23 年 6 月 1 日）の現職議員のうち、その時点で退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については、①廃止前の制度による退職年金の支給、又は②掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一時金の支給、のいずれかを選択できることとされている。

b 在職 12 年未満の場合

制度廃止時の現職議員のうち、退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については、掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一時金を給付することとされている。

※ 平成 23 年 1 月から 5 月までに退職した者

制度廃止の方針決定後の平成 23 年 1 月から 5 月までに退職した者については、退職時に退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については a、退職時に退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については b の取扱いによることとされている。

(ウ) 退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置

a 退職年金の給付の引下げ

退職年金の年額が 200 万円を超えるときには、当該超える額の 10% を引き下げるものとされている。

b 高額所得者に対する支給停止措置

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）との合計額が 700 万円を超えるときには、当該超える額の 2 分の 1 に相当する金額の支給を停止するとともに、最低保障額（改正前：190.4 万円）を廃止することとされている。

(エ) 公務傷病年金及び遺族年金の取扱い

公務傷病年金及び遺族年金は、廃止前の制度を基本として、給付を行うこととされている。

(3) 費用の負担

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共済会が給付を行うために必要な費用は、地方議会議員の掛金及び特別掛金をもって充てられるほか、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体が負担することとされていた。

また、共済会の事務に要する費用は、地方公共団体がその全額を負担することとされていた。

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

給付に要する費用については、存続共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、令和 4 年度における負担率は、都道府県議会議員存続共済会が標準報酬月額 100 分の 18.5、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会が標準報酬月額 100 分の 32.2 とさ

れている。

また、存続共済会の事務に要する費用は、引き続き、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

(4) 年金額の改定

昭和 48 年度までは実施されていなかったが、昭和 49 年度からは、全国消費者物価指数等の変動に応じて政令で定めるところにより増額又は減額改定が行われている（制度廃止後も同様）。

第4 事業の概要

I 地方公務員共済組合の事業の概要

〔I〕 組合及び組合員の概況

1 組合等の数

令和4年度末の組合数は、地方職員共済組合1、公立学校共済組合1、警察共済組合1、東京都職員共済組合1、指定都市職員共済組合10、市町村職員共済組合47及び都市職員共済組合3の合計64組合であり、その支部の数は、地方職員共済組合47、公立学校共済組合47及び警察共済組合49の合計143支部である（第1表参照）。

また、連合会の数は、地方公務員共済組合連合会1及び全国市町村職員共済組合連合会1である。

第1表 組合数と支部数の状況

組合名	年度		
	令和4年度末	令和3年度末	前年度との比較増減
地方職員共済組合	1 (47)	1 (47)	- (-)
公立学校共済組合	1 (47)	1 (47)	- (-)
警察共済組合	1 (49)	1 (49)	- (-)
東京都職員共済組合	1	1	-
指定都市職員共済組合	10	10	-
市町村職員共済組合	47	47	-
都市職員共済組合	3	3	-
計	64 (143)	64 (143)	- (-)

(注) () 内の数は、支部数である。

2 組合員数

令和4年度末現在の組合員数は、短期給付適用は3,736,862人、長期給付適用は2,937,719人であり、それぞれの内訳は、短期給付適用が、一般組合員2,511,685人（短期給付適用者全体の67.2%）、短期組合員772,569人（同20.7%）、地方公共団体の長である組合員1,780人（同0.0%）、特定消防組合員153,808人（同4.1%）、後期高齢者等短期組合員3,289人（同0.1%）、船員一般組合員1,896人（同0.1%）、船員短期組合員192人（同0.0%）、特定警察組合員253,087人（同6.8%）及び任意継続組合員38,556人（同1.0%）である。長期給付適用は、一般組合員2,511,718人（長期給付適用者全体の85.5%）、地方公共団体の長である組合員1,780人（同0.1%）、特定消防組合員153,808人（同5.2%）、長期組合員14,240人（同0.5%）、船員一般組合員1,896人（同0.1%）、継続長期組合員1,190人（同0.0%）及び特定警察組合員253,087人（同8.6%）である。

これをそれぞれ前年度と比較すると、短期給付適用は総数で675,141人増加（22.1%増）しており、その内訳は、一般組合員102,020人減、短期組合員772,569人増、地方公共団体の長である組合員5人減、特定消防組合員179人増、後期高齢者等短期組合員3,289人増、船員一般組合員58人減、船員短期組合員192人増、特定警察組合員1,086人減及び任意継続組合員2,081人増となっている。長期給付適用は総数で102,607人減少（3.4%減）しており、その内訳は、一般組合員102,017人減、地方公共団体の長である組合員5人減、特定消防組合員179人増、長期組合員283人増、船員一般組合員58人減、継続長期組合員97人増及び特定警察組合員1,086人減となっている。

また、男女別の数は、短期給付適用は男子組合員1,933,601人（短期給付適用者全体の51.7%）、女子組合員1,803,261人（同48.3%）であり、前年度と比較すると、男子組合員が179,901人増加、女子組合員は495,240人増加している。長期給付適用は男子組合員1,687,967人（長期給付適用者全体の57.5%）、女子組合員1,249,752人（同42.5%）であり、前年度と比較すると男子組合員が51,011人減少、女子組合員は51,596人減少している（第2表その(一)参照）。

第2表 組合員数の状況

その(一) 組合員種別

(短期給付適用)

区分		令和4年度末		令和3年度末		増 減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一般組合員	男	1,303,337	34.9	1,352,420	44.2	△ 49,083	△ 3.6
	女	1,208,348	32.3	1,261,285	41.2	△ 52,937	△ 4.2
	計	2,511,685	67.2	2,613,705	85.4	△ 102,020	△ 3.9
短期組合員	男	227,539	6.1	-	-	-	-
	女	545,030	14.6	-	-	-	-
	計	772,569	20.7	-	-	-	-
地方公共団体の 長である組合員	男	1,736	0.0	1,741	0.1	△ 5	△ 0.3
	女	44	0.0	44	0.0	0	0.0
	計	1,780	0.0	1,785	0.1	△ 5	△ 0.3
特定消防組合員	男	148,360	4.0	148,433	4.8	△ 73	△ 0.0
	女	5,448	0.1	5,196	0.2	252	4.8
	計	153,808	4.1	153,629	5.0	179	0.1
後期高齢者等 短期組合員	男	2,344	0.1	-	-	-	-
	女	945	0.0	-	-	-	-
	計	3,289	0.1	-	-	-	-
船員一般組合員	男	1,869	0.1	1,931	0.1	△ 62	△ 3.2
	女	27	0.0	23	0.0	4	17.4
	計	1,896	0.1	1,954	0.1	△ 58	△ 3.0
船員短期組合員	男	190	0.0	-	-	-	-
	女	2	0.0	-	-	-	-
	計	192	0.0	-	-	-	-
特定警察組合員	男	224,147	6.0	226,187	7.4	△ 2,040	△ 0.9
	女	28,940	0.8	27,986	0.9	954	3.4
	計	253,087	6.8	254,173	8.3	△ 1,086	△ 0.4
任意継続組合員	男	24,079	0.6	22,988	0.8	1,091	4.7
	女	14,477	0.4	13,487	0.4	990	7.3
	計	38,556	1.0	36,475	1.2	2,081	5.7
合 計	男	1,933,601	51.7	1,753,700	57.3	179,901	10.3
	女	1,803,261	48.3	1,308,021	42.7	495,240	37.9
	計	3,736,862	100.0	3,061,721	100.0	675,141	22.1

(長期給付適用)

区分		令和4年度末		令和3年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一般組合員	男	1,303,367	44.4	1,352,446	44.5	△49,079	△3.6
	女	1,208,351	41.1	1,261,289	41.5	△52,938	△4.2
	計	2,511,718	85.5	2,613,735	86.0	△102,017	△3.9
地方公共団体の長である組合員	男	1,736	0.1	1,741	0.1	△5	△0.3
	女	44	0.0	44	0.0	0	0.0
	計	1,780	0.1	1,785	0.1	△5	△0.3
特定消防組合員	男	148,360	5.1	148,433	4.9	△73	△0.0
	女	5,448	0.2	5,196	0.2	252	4.8
	計	153,808	5.2	153,629	5.1	179	0.1
長期組合員	男	7,387	0.3	7,225	0.2	162	2.2
	女	6,853	0.2	6,732	0.2	121	1.8
	計	14,240	0.5	13,957	0.5	283	2.0
船員一般組合員	男	1,869	0.1	1,931	0.1	△62	△3.2
	女	27	0.0	23	0.0	4	17.4
	計	1,896	0.1	1,954	0.1	△58	△3.0
継続長期組合員	男	1,101	0.0	1,015	0.0	86	8.5
	女	89	0.0	78	0.0	11	14.1
	計	1,190	0.0	1,093	0.0	97	8.9
特定警察組合員	男	224,147	7.6	226,187	7.4	△2,040	△0.9
	女	28,940	1.0	27,986	0.9	954	3.4
	計	253,087	8.6	254,173	8.4	△1,086	△0.4
合 計	男	1,687,967	57.5	1,738,978	57.2	△51,011	△2.9
	女	1,249,752	42.5	1,301,348	42.8	△51,596	△4.0
	計	2,937,719	100.0	3,040,326	100.0	△102,607	△3.4

(注) 組合員の種別は次のとおりである。

- 1 「一般組合員」とは、以下に掲げる組合員以外の組合員である。
- 2 「短期組合員」とは、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員である。
- 3 「地方公共団体の長である組合員」とは、都道府県知事又は市区町村長である組合員である。
- 4 「特定消防組合員」とは、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第57号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）附則第9条に規定する特定消防職員（消防吏員にあっては消防司令以下、常勤の消防団員にあっては副団長以下の階級である者。）である組合員をいう。
- 5 「後期高齢者等短期組合員」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者である短期組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で高確法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない短期組合員である。
- 6 「長期組合員」とは、高確法第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で高確法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員並びに法第144条の3に規定する団体組合員をいう。
- 7 「船員一般組合員」とは、船員保険法第2条第1項の規定による船員保険の被保険者である組合員である。
- 8 「船員短期組合員」とは、船員保険の被保険者である短期組合員である。
- 9 「継続長期組合員」とは、法第140条第1項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなされる組合員である。
- 10 「特定警察組合員」とは、法第3条第1項第3号、第140条第1項及び第142条第1項に規定する職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。）、法第142条第2項に規定する特定公庫等役員並びに法第141条に規定する組合役職員のうち、警部以下の階級にある警察官及び皇宮警部以下の階級にある皇宮護衛官である組合員をいう。
- 11 「任意継続組合員」とは、法第144条の2第1項の規定による申し出をした者である。

その（二） 組合別
（短期給付適用）

区分 組合名		令和4年度末		令和3年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
地方職員組合 共済組	男女計	213,131	55.0	191,564	60.0	21,567	11.3
	男	174,301	45.0	127,464	40.0	46,837	36.7
	女	387,432	100.0	319,028	100.0	68,404	21.4
公立学校組合 共済組	男女計	530,156	45.1	504,053	46.7	26,103	5.2
	男	646,253	54.9	575,675	53.3	70,578	12.3
	女	1,176,409	100.0	1,079,728	100.0	96,681	9.0
警察共済組合	男女計	264,132	84.2	254,752	85.1	9,380	3.7
	男	49,692	15.8	44,661	14.9	5,031	11.3
	女	313,824	100.0	299,413	100.0	14,411	4.8
東京都職員組合 共済組	男女計	85,595	52.7	75,594	59.7	10,001	13.2
	男	76,934	47.3	51,030	40.3	25,904	50.8
	女	162,529	100.0	126,624	100.0	35,905	28.4
指定都市職員組合 共済組	男女計	118,963	57.1	107,992	63.5	10,971	10.2
	男	89,449	42.9	62,186	36.5	27,263	43.8
	女	208,412	100.0	170,178	100.0	38,234	22.5
市町村職員組合 共済組	男女計	686,636	48.6	589,122	58.3	97,514	16.6
	男	725,870	51.4	421,925	41.7	303,945	72.0
	女	1,412,506	100.0	1,011,047	100.0	401,459	39.7
都市職員組合 共済組	男女計	34,988	46.2	30,623	55.0	4,365	14.3
	男	40,762	53.8	25,080	45.0	15,682	62.5
	女	75,750	100.0	55,703	100.0	20,047	36.0
合計	男女計	1,933,601	51.7	1,753,700	57.3	179,901	10.3
	男	1,803,261	48.3	1,308,021	42.7	495,240	37.9
	女	3,736,862	100.0	3,061,721	100.0	675,141	22.1

（長期給付適用）

区分 組合名		令和4年度末		令和3年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
地方職員組合 共済組	男女計	194,502	59.0	196,834	59.6	△ 2,332	△ 1.2
	男	134,913	41.0	133,413	40.4	1,500	1.1
	女	329,415	100.0	330,247	100.0	△ 832	△ 0.3
公立学校組合 共済組	男女計	450,808	47.1	493,810	46.5	△ 43,002	△ 8.7
	男	507,314	52.9	567,508	53.5	△ 60,194	△ 10.6
	女	958,122	100.0	1,061,318	100.0	△ 103,196	△ 9.7
警察共済組合	男女計	250,955	84.7	253,280	85.1	△ 2,325	△ 0.9
	男	45,497	15.3	44,459	14.9	1,038	2.3
	女	296,452	100.0	297,739	100.0	△ 1,287	△ 0.4
東京都職員組合 共済組	男女計	75,718	58.8	75,297	59.8	421	0.6
	男	53,023	41.2	50,590	40.2	2,433	4.8
	女	128,741	100.0	125,887	100.0	2,854	2.3
全国市町村職員組合 共済組合連合会	男女計	715,984	58.4	719,757	58.7	△ 3,773	△ 0.5
	男	509,005	41.6	505,378	41.3	3,627	0.7
	女	1,224,989	100.0	1,225,135	100.0	△ 146	△ 0.0
合計	男女計	1,687,967	57.5	1,738,978	57.2	△ 51,011	△ 2.9
	男	1,249,752	42.5	1,301,348	42.8	△ 51,596	△ 4.0
	女	2,937,719	100.0	3,040,326	100.0	△ 102,607	△ 3.4

（注）地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

3 被扶養者数

令和4年度末現在の被扶養者数は2,697,816人（短期非適用の組合員の被扶養者は含まない。）であり、前年度と比較すると128,276人増加している。

また、組合員（短期適用組合員3,736,862人）1人当たりの被扶養者数は0.72人で、前年と比較すると0.12人減少している。

組合員1人当たりの被扶養者数が最も多いのは、警察共済組合の1.26人であり、反対に最も少ないのは、東京都職員共済組合の0.61人である（第3表参照）。

第3表 被扶養者数の状況

（短期給付適用）

区分 組合名	令和4年度末		令和3年度末		増 減		
	被扶養者数	組合員 1人 当たり	被扶養者数	組合員 1人 当たり	被扶養者数	伸び率	組合員 1人 当たり
	人	人	人	人	人	%	人
地方職員共済組合	282,807	0.73	271,401	0.85	11,406	4.2	△ 0.12
公立学校共済組合	745,135	0.63	732,478	0.68	12,657	1.7	△ 0.05
警察共済組合	395,771	1.26	387,483	1.29	8,288	2.1	△ 0.03
東京都職員共済組合	98,395	0.61	90,485	0.71	7,910	8.7	△ 0.10
指定都市職員共済組合	157,508	0.76	150,565	0.88	6,943	4.6	△ 0.12
市町村職員共済組合	968,240	0.69	891,351	0.88	76,889	8.6	△ 0.19
都市職員共済組合	49,960	0.66	45,777	0.82	4,183	9.1	△ 0.16
合 計	2,697,816	0.72	2,569,540	0.84	128,276	5.0	△ 0.12

4 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

令和4年度末現在の組合員の標準報酬の月額の総額は、短期給付適用が1兆3,850億円、長期給付適用が1兆2,040億円であり、それぞれ前年度の標準報酬の月額の総額と比較して、短期給付適用が1,290億円（10.3%）増、長期給付適用が250億円（2.0%）減となっている。これを組合員1人当たりの標準報酬の月額で見ると、短期給付適用370,619円、長期給付適用が409,826円となり、前年度の標準報酬の月額と比較して、短期給付適用が39,582円（9.6%）減、長期給付適用が5,608円（1.4%）増となっている。

また、標準期末手当等の総額は、短期給付適用が4兆7,500億円、長期給付適用が4兆5,295億円であり、長期給付適用について前年度の標準期末手当等の額と比較すると1,036億円（2.2%）減となっている。これを組合員1人当たりの標準期末手当等の額で見ると、短期給付適用が1,271,117円、長期給付適用が1,541,855円となり、長期給付適用について前年度と比較すると17,947円（1.2%）増となっている（第4表参照）。

第4表 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の状況

その(一) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(短期給付適用)

区分 組合名	令和4年度末		令和3年度末		増減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	152,325,520	497,431,185	137,973,874	481,272,129	14,351,646	10.4	16,159,056	3.4
公立学校共済組合	453,722,912	1,708,076,249	437,132,258	1,679,572,292	16,590,654	3.8	28,503,957	1.7
警察共済組合	143,284,824	482,780,143	139,132,002	479,737,056	4,152,822	3.0	3,043,087	0.6
東京都職員共済組合	67,362,988	223,606,834	57,187,286	209,208,555	10,175,702	17.8	14,398,279	6.9
指定都市職員共済組合	81,493,842	277,880,441	73,661,076	264,502,714	7,832,766	10.6	13,377,727	5.1
市町村職員共済組合	460,070,016	1,479,820,227	388,139,744	1,431,587,110	71,930,272	18.5	48,233,117	3.4
都市職員共済組合	26,691,000	80,393,773	22,695,744	78,970,815	3,995,256	17.6	1,422,958	1.8
合計	1,384,951,102	4,749,988,852	1,255,921,984	4,624,850,671	129,029,118	10.3	125,138,181	2.7

(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

(長期給付適用)

区分 組合名	令和4年度末		令和3年度末		増減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	138,100,716	500,488,545	136,945,654	498,313,862	1,155,062	0.8	2,174,683	0.4
公立学校共済組合	395,762,590	1,575,294,836	429,295,978	1,678,460,588	△ 33,533,388	△ 7.8	△ 103,165,752	△ 6.1
警察共済組合	138,845,602	484,168,004	137,366,468	479,115,927	1,479,134	1.1	5,052,077	1.1
東京都職員共済組合	57,103,580	215,032,652	55,864,846	208,376,724	1,238,734	2.2	6,655,928	3.2
全国市町村職員共済組合連合会	474,141,118	1,754,552,084	469,482,116	1,768,910,668	4,659,002	1.0	△ 14,358,584	△ 0.8
合計	1,203,953,606	4,529,536,121	1,228,955,062	4,633,177,769	△ 25,001,456	△ 2.0	△ 103,641,648	△ 2.2

(注) 1 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 組合員1人当たりの標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
 (短期給付適用)

区分 組合名	令和4年度末		令和3年度末		増 減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	393,167	1,283,919	432,482	1,508,558	△ 39,315	△ 9.1	△ 224,639	△ 14.9
公立学校共済組合	385,685	1,451,941	404,854	1,555,551	△ 19,169	△ 4.7	△ 103,610	△ 6.7
警察共済組合	456,577	1,538,379	464,683	1,602,259	△ 8,106	△ 1.7	△ 63,880	△ 4.0
東京都職員共済組合	414,467	1,375,797	451,631	1,652,203	△ 37,164	△ 8.2	△ 276,406	△ 16.7
指定都市職員共済組合	391,023	1,333,323	432,847	1,554,271	△ 41,824	△ 9.7	△ 220,948	△ 14.2
市町村職員共済組合	325,712	1,047,656	383,899	1,415,945	△ 58,187	△ 15.2	△ 368,289	△ 26.0
都市職員共済組合	352,356	1,061,304	407,442	1,417,712	△ 55,086	△ 13.5	△ 356,408	△ 25.1
合 計	370,619	1,271,117	410,201	1,510,540	△ 39,582	△ 9.6	△ 239,423	△ 15.9

(長期給付適用)

区分 組合名	令和4年度末		令和3年度末		増 減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	419,230	1,519,325	414,676	1,508,913	4,554	1.1	10,412	0.7
公立学校共済組合	413,061	1,644,148	404,493	1,581,487	8,568	2.1	62,661	4.0
警察共済組合	468,358	1,633,209	461,365	1,609,181	6,993	1.5	24,028	1.5
東京都職員共済組合	443,554	1,670,273	443,770	1,655,268	△ 216	0.0	15,005	0.9
全国市町村職員 共済組合連合会	387,057	1,432,300	383,208	1,443,850	3,849	1.0	△ 11,550	△ 0.8
合 計	409,826	1,541,855	404,218	1,523,908	5,608	1.4	17,947	1.2

(注) 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

〔Ⅱ〕 短期給付の概況

1 収支の状況

令和4年度の短期経理の収支は組合全体で、収入2兆2,405億円（前年度繰越支払準備金を含む。）に対し、支出2兆2,833億円（次年度繰越支払準備金を含む。）で、差引428億円の赤字決算となっている。なお、令和3年度は736億円の赤字決算であった（第5表その（一）参照）。

収入額について構成割合をみると、掛金（任意継続掛金を含む。）と負担金の合計額が88.3%（前年度88.3%）、利息及び配当金が0.0%（同0.0%）、その他の収入が5.3%（同5.3%）、前年度繰越支払準備金が6.4%（同6.3%）となっている。収入額について前年度と比較すると、全体では1,411億円（6.7%）増加しており、その内訳は、掛金・負担金1,239億円（6.8%）増、利息及び配当金443万円（2.0%）増、その他の収入61億円（5.5%）増、前年度繰越支払準備金111億円（8.4%）増である。

次に、支出額の構成割合についても同様にみると、保健給付が37.7%（前年度35.1%）、休業給付が5.8%（同5.6%）、災害給付が0.0%（同0.0%）、附加給付が0.4%（同0.4%）、退職者給付拠出金が0.0%（同0.0%）、前期高齢者納付金が15.2%（同17.0%）、後期高齢者支援金が18.7%（同19.7%）、その他の支出が15.1%（同15.6%）、次年度繰越支払準備金が7.1%（同6.6%）となっている。支出額について前年度と比較すると、全体では1,104億円（5.1%）増加しており、その内訳は、保健給付が977億円（12.8%）増、休業給付が113億円（9.3%）増、災害給付が0.6億円（20.5%）増、附加給付が3億円（3.9%）増、退職者給付拠出金が94万円（7.1%）減、前期高齢者納付金が218億円（5.9%）減、後期高齢者支援金が19億円（0.4%）減、その他の支出が69億円（2.0%）増である（第5表その（二）参照）。

また、組合員1人当たりの掛金及び負担金の年間収入額（年度末組合員で年間収入額を除いて得た額）は、前年度605,739円に対し、本年度は529,457円（前年度と比較して12.6%減）である（第5表その（三）参照）。

第5表 短期経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

組合名	区分			
	収入 (A)			
	令和4年度	令和3年度	増減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方職員共済組合	235,374,296	220,794,301	14,579,996	6.6
公立学校共済組合	739,241,004	696,626,995	42,614,009	6.1
警察共済組合	196,526,398	182,450,356	14,076,042	7.7
東京都職員共済組合	87,744,346	81,714,040	6,030,306	7.4
全国市町村職員共済組合連合会	51,044,405	48,628,628	2,415,777	5.0
指定都市職員共済組合	128,981,156	121,376,733	7,604,423	6.3
市町村職員共済組合	759,887,117	708,379,991	51,507,126	7.3
都市職員共済組合	41,674,687	39,368,038	2,306,648	5.9
合計	2,240,473,409	2,099,339,082	141,134,327	6.7

(注) 1 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、
 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 費用別収支状況

費目	区分					
	収入 (A)					
	令和4年度		令和3年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	982,017,611	43.8	921,210,659	43.9	60,806,953	6.6
掛金	978,202,831	43.7	916,112,022	43.6	62,090,809	6.8
任意継続掛金	18,288,544	0.8	17,281,788	0.8	1,006,756	5.8
利息及び配当金	229,010	0.0	224,584	0.0	4,427	2.0
その他	117,812,100	5.3	111,683,775	5.3	6,128,325	5.5
小計	2,096,550,097	93.6	1,966,512,828	93.7	130,037,269	6.6
前年度繰越支払準備金	143,923,312	6.4	132,826,254	6.3	11,097,059	8.4
合計	2,240,473,409	100.0	2,099,339,082	100.0	141,134,327	6.7

(注) 1 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、
 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
令和4年度	令和3年度	増 減	増減率	令和4年度	令和3年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
230,725,309	223,082,228	7,643,081	3.4	4,648,987	△ 2,287,928
761,931,369	733,324,951	28,606,419	3.9	△ 22,690,366	△ 36,697,956
211,151,710	192,949,553	18,202,156	9.4	△ 14,625,311	△ 10,499,197
90,407,346	84,258,574	6,148,772	7.3	△ 2,663,000	△ 2,544,534
54,036,130	50,357,611	3,678,519	7.3	△ 2,991,725	△ 1,728,984
131,821,676	126,580,402	5,241,274	4.1	△ 2,840,520	△ 5,203,669
762,074,634	723,095,989	38,978,644	5.4	△ 2,187,517	△ 14,715,998
41,129,651	39,255,369	1,874,282	4.8	545,036	112,670
2,283,277,825	2,172,904,678	110,373,147	5.1	△ 42,804,416	△ 73,565,596

短期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

区分 費目	支 出 (B)						差引額 (A)-(B)
	令和4年度		令和3年度		増 減		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円
保 健 給 付	860,060,046	37.7	762,355,726	35.1	97,704,320	12.8	
休 業 給 付	133,016,630	5.8	121,703,758	5.6	11,312,872	9.3	令和4年度
災 害 給 付	339,662	0.0	281,787	0.0	57,875	20.5	△ 42,804,416
附 加 給 付	8,771,872	0.4	8,439,942	0.4	331,930	3.9	令和3年度
退職者給付拠出金	12,190	0.0	13,125	0.0	△ 935	△ 7.1	△ 73,565,596
前期高齢者納付金	347,185,625	15.2	368,973,461	17.0	△ 21,787,836	△ 5.9	
後期高齢者支援金	426,722,076	18.7	428,642,804	19.7	△ 1,920,729	△ 0.4	
病床転換支援金	1,137	0.0	1,160	0.0	△ 23	△ 2.0	
そ の 他	345,427,922	15.1	338,569,603	15.6	6,858,319	2.0	
小 計	2,121,537,160	92.9	2,028,981,366	93.4	92,555,794	4.6	
次年度繰越支払準備金	161,740,666	7.1	143,923,312	6.6	17,817,353	12.4	
合 計	2,283,277,825	100.0	2,172,904,678	100.0	110,373,147	5.1	

短期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

その（三） 組合員 1 人当たりの掛金及び負担金収入額

区分 組合名	令和 4 年度		令和 3 年度		増		減	
	掛金+負担金	1人当たり の 額	掛金+負担金	1人当たり の 額	掛金+負担金	増減率	1人当たり の 額	増減率
	千円	円	千円	円	千円	%	円	%
地方職員共済組合	219,703,753	567,077	206,076,955	645,953	13,626,798	6.6	△ 78,876	△ 12.2
公立学校共済組合	685,074,639	582,344	643,017,549	595,537	42,057,090	6.5	△ 13,193	△ 2.2
警察共済組合	176,400,168	562,099	167,977,099	561,021	8,423,069	5.0	1,078	0.2
東京都職員共済組合	81,149,711	499,294	75,708,525	597,900	5,441,186	7.2	△ 98,606	△ 16.5
指定都市職員共済組合	113,316,085	543,712	106,883,578	628,069	6,432,507	6.0	△ 84,357	△ 13.4
市町村職員共済組合	666,796,507	472,066	620,899,335	614,115	45,897,172	7.4	△ 142,049	△ 23.1
都市職員共済組合	36,068,124	476,147	34,041,428	611,124	2,026,696	6.0	△ 134,977	△ 22.1
合 計	1,978,508,986	529,457	1,854,604,469	605,739	123,904,517	6.7	△ 76,282	△ 12.6

(注) 1 掛金+負担金には、介護掛金、介護負担金、短期任意継続掛金、介護任意継続掛金及び育児・介護休業手当金のみ適用の組合員についての掛金及び負担金を含む。

2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

2 短期財源率の状況

令和4年度末現在の各共済組合における短期財源率の状況は、第6表のとおりである。

第6表 短期財源率の状況

その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
地方職員共済組合	44.08	44.08	88.16	17.40	2.56	大阪市職員共済組合	47.50	47.50	95.00	17.70	1.60
公立学校共済組合	46.60	46.60	93.20	17.64	2.82	神戸市職員共済組合	39.00	39.00	78.00	17.80	3.00
警察共済組合	35.23	35.23	70.46	19.10	2.44	広島市職員共済組合	36.11	36.11	72.22	17.40	2.60
東京都職員共済組合	37.70	37.70	75.40	18.00	3.52	北九州市職員共済組合	43.89	43.89	87.78	17.90	3.24
札幌市職員共済組合	47.78	47.78	95.56	16.96	2.74	福岡市職員共済組合	41.80	41.80	83.60	17.80	2.40
川崎市職員共済組合	37.00	37.00	74.00	18.00	3.00	北海道都市職員共済組合	48.95	48.95	97.90	17.60	5.86
横浜市職員共済組合	33.46	33.46	66.92	17.80	2.80	仙台市職員共済組合	41.00	41.00	82.00	17.40	3.00
名古屋市職員共済組合	47.00	47.00	94.00	17.80	3.50	愛知県都市職員共済組合	41.80	41.80	83.60	17.60	4.52
京都市職員共済組合	46.23	46.23	92.46	18.00	3.08						

その(二) 市町村職員共済組合

組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北海道	47.73	47.73	95.46	18.34	3.44	滋賀県	45.25	45.25	90.50	17.50	3.28
青森県	48.10	48.10	96.20	17.32	2.92	京都府	47.10	47.10	94.20	17.48	4.72
岩手県	49.00	49.00	98.00	18.40	1.84	大阪府	48.00	48.00	96.00	18.00	3.20
宮城県	46.20	46.20	92.40	17.84	3.20	兵庫県	48.85	48.85	97.70	17.30	3.48
秋田県	47.52	47.52	95.04	17.12	2.95	奈良県	47.00	47.00	94.00	17.16	3.80
山形県	44.40	44.40	88.80	17.40	3.76	和歌山県	45.00	45.00	90.00	17.40	4.00
福島県	46.00	46.00	92.00	18.00	3.12	鳥取県	49.00	49.00	98.00	17.68	5.80
茨城県	43.60	43.60	87.20	17.64	4.20	島根県	49.25	49.25	98.50	17.06	3.50
栃木県	47.00	47.00	94.00	17.40	4.24	岡山県	45.00	45.00	90.00	16.70	4.00
群馬県	45.30	45.30	90.60	17.60	3.66	広島県	46.40	46.40	92.80	17.64	2.40
埼玉県	41.80	41.80	83.60	17.24	4.00	山口県	51.50	51.50	103.00	18.14	4.00
千葉県	44.00	44.00	88.00	17.18	4.40	徳島県	47.00	47.00	94.00	17.80	4.60
東京都	38.25	38.25	76.50	17.12	4.80	香川県	47.00	47.00	94.00	17.40	4.80
神奈川県	40.00	40.00	80.00	17.80	3.44	愛媛県	48.35	48.35	96.70	17.76	4.00
新潟県	47.00	47.00	94.00	18.00	4.80	高知県	48.95	48.95	97.90	16.20	4.20
富山県	40.88	40.88	81.76	17.80	3.40	福岡県	50.51	50.51	101.02	17.76	3.00
石川県	47.50	47.50	95.00	17.80	4.32	佐賀県	47.00	47.00	94.00	18.40	2.40
福井県	46.00	46.00	92.00	17.50	4.24	長崎県	53.75	53.75	107.50	17.10	3.00
山梨県	47.00	47.00	94.00	17.34	3.60	熊本県	49.42	49.42	98.84	17.16	3.02
長野県	47.50	47.50	95.00	17.58	4.24	大分県	47.00	47.00	94.00	17.00	4.00
岐阜県	46.50	46.50	93.00	17.18	3.26	宮崎県	56.37	56.37	112.74	16.90	5.42
静岡県	42.75	42.75	85.50	16.00	3.00	鹿児島県	50.50	50.50	101.00	16.80	2.41
愛知県	41.60	41.60	83.20	17.40	3.76	沖縄県	52.44	52.44	104.88	18.00	3.78
三重県	46.69	46.69	93.38	17.48	3.00	平 均	46.87	46.87	93.74	17.46	3.71

3 給付の状況

(1) 給付の種類

短期給付には、法律上内容が定められているもの（法定給付）と、これに準じてそれぞれの組合の定款で定められているもの（附加給付）とがあり、その内容は、第7表及び第8表のとおりである。

(2) 受診率等の状況

令和4年度の組合別受診率、1件当たりの金額及び1人当たりの金額は、第9表のとおりであるが、受診率については平均13.93件（前年度と比較して1.38件減）、1件当たりの金額については平均12,927円（同2.7%増）、1人当たりの金額については平均220,372円（同7.1%減）となっている。

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

掛金・負担金収入に対する法定給付の割合は、50.2%（前年度47.7%）となっている。これを組合別にみると、警察共済組合が55.2%で最も高く、地方職員共済組合が47.0%で最も低くなっている（第10表参照）。

(4) 給付実績

令和4年度の給付実績は、法定給付件数が7,719万件（ほかに附加給付22万件）、法定給付額が9,934億円（ほかに附加給付額88億円）である。

法定給付の種類別に給付の実績をみると、保健給付は8,601億円（法定給付全体の86.6%）で、その内訳は、療養の給付及び療養費等の医療費が8,266億円（同83.2%）、出産費及び家族出産費等のその他の給付が334億円（同3.4%）である。また、休業給付は1,330億円（同13.4%）、災害給付は3億円（同0.0%）となっている。これを前年度と比較すると、保健給付977億円（対前年度比12.8%）増、休業給付113億円（同9.3%）増、災害給付0.6億円（同20.5%）増となっている（第11表参照）。

一方、附加給付についてみると、保健給付76億円、休業給付11億円、合計88億円となっており、前年度と比較すると、全体で3億円（同3.9%）増加している。これを給付別にみると、保健給付3億円（同3.8%）増、休業給付0.5億円（同4.7%）増となっている（第12表参照）。

第7表 法定給付の内容

(令和4年度末現在)

種 類	内 容
療養の給付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務によらない病気、負傷 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
入院時食事療養費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険医療機関等から食事療養を受けた場合 ○ 基準額から標準負担額(1食につき460円)を控除した額
入院時生活療養費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定長期入院組員(65歳以上の療養病床入院患者)が公務外の病気又は負傷により保険医療機関等から食事及び病室の提供である療養を受けた場合 ○ 基準額から生活療養標準負担額(1日につき1,750円)を控除した額
保険外併用療養費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
療養費	<ul style="list-style-type: none"> ○ やむを得ず保険医療機関及び特定承認医療機関以外の医療機関から診療を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
訪問看護療養費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
移送費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用
家族療養費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が療養を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
家族訪問看護療養費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
家族移送費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用
高額療養費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額が高額療養費算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給(70歳未満の者の高額療養費算定基準額) <li style="margin-left: 20px;">ア 組員が市町村民税非課税者等である場合 35,400円 <li style="margin-left: 20px;">イ 標準報酬の月額が280,000円未満の組員及びその被扶養者 57,600円 <li style="margin-left: 20px;">ウ 標準報酬の月額が280,000円以上530,000円未満の組員及びその被扶養者 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <li style="margin-left: 20px;">エ 標準報酬の月額が530,000円以上830,000円未満の組員及びその被扶養者 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <li style="margin-left: 20px;">オ 標準報酬の月額が830,000円以上の組員及びその被扶養者 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
高額介護合算療養費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超えた場合に、その超えた額を支給
出産費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組員が出産したとき ○ 408,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は12,000円を加算)
家族出産費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が出産したとき ○ 408,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は12,000円を加算)
埋葬料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組員が公務によらないで死亡したときその死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給 ○ 50,000円
家族埋葬料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が死亡したとき ○ 50,000円
傷病手当金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務によらないで病気にかかり又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合(1年6ヶ月を限度、結核性の病気3年) ○ 1日につき標準報酬の日額の3分の2
出産手当金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組員が出産したとき ○ 出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあつては98日)以内及び出産の日後56日以内において勤務に服することができなかった期間 ○ 1日につき標準報酬の日額の3分の2
休業手当金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者の病気又は負傷、組員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合 ○ 所定の期間1日につき標準報酬の日額の100分の50
育児休業手当金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組員が育児休業により勤務に服さなかつたとき(支給期間は最長で原則子が1歳に達する日まで。ただし、組員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合、最長で子が1歳2月に達する日まで) ○ 1日につき標準報酬の日額の100分の50(育児休業期間が180日に達する日までの間100分の67)
介護休業手当金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組員が介護休業により勤務に服さなかつたとき(支給期間は通算して最長66日を越えない期間) ○ 1日につき標準報酬の日額の100分の67
弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき ○ 標準報酬の月額
家族弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき ○ 標準報酬の月額の100分の70
災害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき ○ 損害の程度に応じ標準報酬の月額0.5月分～3月分

(注) ※70歳以上75歳未満の者については、100分の80(現役並み所得者100分の70)、義務教育就学前の子については、100分の80

第8表 附加給付の内容

その（一）市町村職員共済組合以外の組合

（令和4年度末現在）

	家族療養費	家族訪問看護療養費	一部負担金払戻金	出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷手 当金	病 金
地方 職員	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円	-	-	1日につき 標準報酬月額×2/3 ³⁰⁴ 傷病手当金支給期間 経過後6月間	
公立 学校	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 100円未満の端数は切捨て	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 100円未満の端数は切捨て	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 100円未満の端数は切捨て	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 25,000円	1件につき 25,000円	同上	
警察	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上	
東京都 職	(自己負担額-25,000円) ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 100円未満の端数は切捨て、 100円未満は不支給	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 100円未満は不支給	(自己負担額-25,000円) ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 100円未満の端数は切捨て、 100円未満は不支給	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上	同上	同上	
札幌市 職員	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	-	-	-	-	-	
川崎市 職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬月額×2/3 ³⁰⁴ 傷病手当金支給期間 経過後6月間	
横浜市 職員	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	-	
名古屋市 職員	同上	同上	同上	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	同上	同上	1日につき 標準報酬月額×2/3 ³⁰⁴ 傷病手当金支給期間 経過後6月間	
京都市 職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	同上	同上	-	
大阪市 職員	同上	同上	同上	-	-	-	-	-	
神戸市 職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬月額×2/3 ³⁰⁴ 傷病手当金支給期間 経過後6月間	
広島市 職員	同上	同上	同上	1件につき 56,000円	1件につき 56,000円	同上	同上	同上	
北九州市 職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	-	
福岡市 職員	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 1,000円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 1,000円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 1,000円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬月額×2/3 ³⁰⁴ 傷病手当金支給期間 経過後6月間	
北海道 都市職員	同上	同上	同上	-	-	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円	-	
仙台市 職員	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 ³⁰¹ 〔合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 ³⁰² 〕 ³⁰¹ 上位所得者の場合は50,000円 ³⁰² 上位所得者の場合は100,000円 ³⁰³ 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	-	-	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	-	
愛知県 都市職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	同上	同上	-	

その（二）市町村職員共済組合

（令和4年度末現在）

区分 都道府県名	法定給付 総額 ①	附加給付 総額 ②	割合 ②/①	家族療養費 基礎控除		家族訪問看護療養費 基礎控除		一部負担金払戻金 基礎控除		出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷病 手当金
				一般	上位	一般	上位	一般	上位					
				円	円	円	円	円	円					
北海道	12,930,371	79,148	0.61	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
青森	6,173,465	35,528	0.58	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
岩手	4,846,846	24,546	0.51	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
宮城	6,021,863	24,819	0.41	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
秋田	4,835,158	25,711	0.53	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	20,000	20,000	-
山形	5,202,804	26,414	0.51	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	30,000	6
福島	7,863,080	31,567	0.40	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
茨城	8,178,976	48,466	0.59	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	30,000	30,000	50,000	50,000	-
栃木	5,384,947	22,763	0.42	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
群馬	6,485,422	37,097	0.57	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	10,000	10,000	50,000	50,000	-
埼玉	19,336,289	139,686	0.72	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	-
千葉	18,029,903	148,473	0.82	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	6
東京	10,463,092	56,682	0.54	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	-
神奈川	11,097,697	55,748	0.50	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	5,000	5,000	50,000	50,000	-
新潟	8,112,721	30,305	0.37	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
富山	3,956,712	15,425	0.39	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
石川	4,589,897	17,029	0.37	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
福井	3,224,333	13,047	0.40	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
山梨	3,433,859	13,735	0.40	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
長野	9,604,192	46,706	0.49	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
岐阜	7,618,502	34,022	0.45	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
静岡	12,619,134	82,443	0.65	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	30,000	30,000	50,000	50,000	-
愛知	7,979,379	26,093	0.33	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
三重	6,870,632	37,704	0.55	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
滋賀	6,117,551	28,114	0.46	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
京都	4,958,100	26,284	0.53	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
大阪	20,283,345	183,295	0.90	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	6
兵庫	14,503,052	92,360	0.64	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	30,000	30,000	-
奈良	5,269,273	26,041	0.49	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
和歌山	4,533,518	22,364	0.49	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	30,000	30,000	-
鳥取	2,505,481	10,235	0.41	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
島根	3,681,141	20,785	0.56	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	6
岡山	6,472,906	31,672	0.49	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
広島	6,676,210	28,760	0.43	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	30,000	30,000	-
山口	5,790,078	33,568	0.58	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	30,000	30,000	-
徳島	3,498,362	17,270	0.49	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
香川	4,005,895	19,656	0.49	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	30,000	30,000	6
愛媛	5,536,067	29,727	0.54	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
高知	3,711,026	13,460	0.36	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
福岡	8,649,926	37,519	0.43	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
佐賀	3,593,917	17,164	0.48	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
長崎	5,036,462	36,685	0.73	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
熊本	7,773,886	52,140	0.67	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
大分	4,574,960	22,420	0.49	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
宮崎	3,657,241	18,999	0.52	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
鹿児島	7,057,946	39,796	0.56	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
沖縄	5,552,224	24,602	0.44	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-

（注）自己負担額から基礎控除額を差し引いた際の100円未満の端数は切り捨て、1,000円未満は不支給。

第9表 受診率、1件当たり金額及び1人当たり金額

その(一) 組合別	受		診		率	1件当たり金額		1人	被扶養者		合計	
	組合員	被扶養者 1人当たり	被扶養者 1人当たり	合計		組合員	被扶養者		組合員	被扶養者		合計
区分	件	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円	
組合名	7.84 (8.35)	6.13 (7.03)	8.40 (8.26)	13.98 (15.38)	11,794 (11,647)	14,849 (14,110)	117,942 (124,186)	108,849 (119,397)	149,118 (140,349)	226,791 (243,583)		
地方職員共済組合	8.57 (8.71)	5.56 (5.72)	8.77 (8.43)	14.13 (14.43)	11,447 (11,080)	14,999 (14,589)	122,313 (120,992)	98,354 (99,023)	155,281 (145,968)	220,667 (220,015)		
公立学校共済組合	6.77 (6.49)	11.41 (11.23)	9.05 (8.67)	18.18 (17.72)	12,036 (11,826)	12,849 (12,394)	100,914 (95,542)	176,139 (168,136)	139,669 (129,921)	277,054 (263,678)		
警察共済組合	8.06 (8.83)	5.55 (6.40)	9.17 (8.96)	13.61 (15.23)	11,742 (11,648)	14,409 (13,783)	120,839 (131,701)	95,674 (107,096)	158,035 (149,869)	216,514 (238,797)		
東京都職員共済組合	8.37 (8.88)	6.72 (7.67)	8.89 (8.67)	15.09 (16.56)	11,960 (11,831)	14,709 (14,185)	126,996 (134,408)	117,488 (130,452)	155,458 (147,445)	244,483 (264,860)		
指定都市職員共済組合	7.10 (8.10)	5.63 (7.24)	8.21 (8.21)	12.73 (15.34)	11,720 (11,492)	14,659 (14,074)	105,184 (118,256)	98,138 (122,041)	143,168 (138,429)	203,323 (240,297)		
市町村職員共済組合	7.32 (8.08)	5.63 (7.02)	8.53 (8.54)	12.95 (15.10)	11,826 (11,456)	14,767 (14,670)	109,697 (119,122)	98,303 (122,015)	149,049 (148,472)	208,000 (241,137)		
都市職員共済組合	7.73 (8.26)	6.20 (7.06)	8.59 (8.41)	13.93 (15.31)	11,673 (11,407)	14,490 (13,970)	113,529 (119,087)	106,843 (118,005)	147,993 (140,608)	220,372 (237,092)		
平均												

(注) 1 () 内の数は、令和3年度の実績である。
 2 「受診率」及び「1件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、入院時生活療養の給付、家族入院時生活療養の給付、家族訪問看護療養の給付、入院時生活療養費、家族入院時生活療養費、入院時食事療養費、家族入院時生活療養費、訪問看護療養の給付、家族訪問看護療養の給付、薬剤を除いて算出する。
 3 「1人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。
 4 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

その（二） 市町村職員共済組合の組合別内訳

区分 組合名	受 診 率				1 件 当 た り 金 額			1 人 当 た り 金 額			
	組 合 員	被 扶 養 者		合 計	組 合 員	被扶養者	合 計	組 合 員	被 扶 養 者		合 計
		組 合 員 1 人 当 たり	被 扶 養 者 1 人 当 たり						組 合 員 1 人 当 たり	被 扶 養 者 1 人 当 たり	
件	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円	
北海道	6.42	4.70	6.66	11.12	13,412	17,302	15,055	110,769	96,659	137,178	207,428
青森県	6.63	5.72	7.99	12.35	11,884	14,712	13,194	105,035	104,530	145,938	209,565
岩手県	6.99	5.41	7.80	12.40	11,755	15,106	13,217	105,793	98,213	141,959	204,006
宮城県	7.42	5.20	8.28	12.62	11,413	14,312	12,608	111,603	90,618	144,327	202,221
秋田県	6.79	5.48	8.26	12.27	11,579	15,854	13,488	103,687	105,215	158,698	208,902
山形県	7.40	5.75	8.92	13.16	10,784	13,836	12,118	101,343	97,070	150,542	198,413
福島県	7.23	5.64	8.52	12.86	11,119	15,082	12,855	104,039	101,456	153,377	205,495
茨城県	6.96	5.31	7.99	12.27	11,650	14,510	12,887	103,771	92,550	139,386	196,321
栃木県	7.15	5.86	8.79	13.02	11,276	13,374	12,221	100,262	92,893	139,218	193,154
群馬県	6.97	6.19	8.68	13.15	11,350	13,342	12,288	96,847	97,080	136,222	193,927
埼玉県	7.76	6.10	8.81	13.85	11,235	13,573	12,264	111,226	98,672	142,532	209,898
千葉県	7.30	5.11	8.19	12.42	11,458	14,728	12,805	106,305	90,560	145,041	196,865
東京都	7.27	4.51	8.42	11.78	11,729	14,348	12,731	109,566	78,705	146,970	188,271
神奈川県	7.46	6.27	8.43	13.73	11,055	13,792	12,305	108,680	106,203	142,775	214,883
新潟県	6.21	4.48	7.69	10.69	11,287	14,763	12,742	90,311	80,750	138,729	171,061
富山県	6.76	4.43	8.44	11.19	11,703	14,668	12,878	99,685	77,152	146,937	176,837
石川県	6.44	4.57	7.54	11.02	13,506	18,312	15,501	106,866	96,096	158,520	202,962
福井県	6.79	4.78	8.16	11.58	12,226	15,904	13,746	100,933	86,565	147,603	187,498
山梨県	6.66	5.31	8.59	11.97	11,096	13,667	12,237	93,952	86,593	140,028	180,545
長野県	6.29	4.16	7.14	10.45	11,642	16,466	13,564	93,936	82,051	140,750	175,987
岐阜県	7.10	5.80	9.04	12.91	11,177	14,225	12,548	99,190	96,590	150,451	195,779
静岡県	7.14	5.23	8.23	12.37	11,698	14,293	12,796	105,417	89,208	140,299	194,625
愛知県	7.01	5.33	9.21	12.34	11,167	13,632	12,231	95,691	84,132	145,346	179,823
三重県	7.76	5.70	8.23	13.46	10,896	13,838	12,143	105,991	93,783	135,410	199,774
滋賀県	7.02	4.78	7.78	11.81	11,630	15,401	13,157	103,046	87,587	142,483	190,633
京都府	6.66	5.35	7.69	12.00	11,927	15,617	13,570	97,811	96,021	138,188	193,832
大阪府	7.77	6.43	8.59	14.20	11,801	14,855	13,184	113,691	112,421	150,052	226,112
兵庫県	7.44	6.16	8.52	13.59	11,978	14,439	13,093	112,848	105,660	146,280	218,508
奈良県	7.93	6.09	8.07	14.02	12,979	16,077	14,324	122,454	110,873	147,028	233,328
和歌山県	7.57	6.55	8.59	14.12	11,569	13,453	12,443	108,716	102,491	134,501	211,207
鳥取県	6.34	4.65	7.52	10.99	11,691	16,025	13,525	93,331	87,634	141,679	180,966
島根県	6.50	5.36	7.53	11.86	12,106	15,491	13,636	100,326	98,771	138,977	199,097
岡山県	6.95	6.50	8.54	13.44	12,030	13,053	12,525	101,026	98,459	129,385	199,485
広島県	7.03	5.61	7.78	12.64	11,948	15,648	13,589	107,532	105,569	146,567	213,101
山口県	7.29	6.43	8.48	13.72	12,346	14,074	13,156	116,329	110,739	146,060	227,068
徳島県	7.90	6.14	9.06	14.04	11,743	15,912	13,566	112,513	119,324	176,225	231,837
香川県	7.68	5.66	9.15	13.34	11,726	13,400	12,437	113,380	89,858	145,141	203,238
愛媛県	7.60	6.30	8.55	13.90	11,701	14,495	12,967	113,308	107,327	145,650	220,634
高知県	6.50	4.93	7.78	11.43	11,681	15,992	13,541	97,870	93,271	147,237	191,140
福岡県	7.54	6.43	8.56	13.98	11,614	14,478	12,932	107,217	109,958	146,276	217,175
佐賀県	7.36	6.59	8.76	13.95	11,817	14,825	13,238	109,813	117,326	156,015	227,139
長崎県	7.06	6.63	7.97	13.69	11,731	14,667	13,153	104,522	114,776	137,959	219,298
熊本県	7.13	6.48	8.54	13.61	12,075	14,454	13,207	108,586	110,336	145,489	218,922
大分県	6.46	5.94	7.76	12.39	12,589	15,636	14,048	100,837	107,496	140,531	208,333
宮崎県	6.39	5.85	7.69	12.24	11,557	13,344	12,411	94,450	95,215	125,112	189,664
鹿児島県	6.88	7.10	7.88	13.98	12,391	14,643	13,536	104,577	121,215	134,431	225,792
沖縄県	5.79	6.15	6.82	11.94	12,213	15,305	13,805	88,938	110,973	123,123	199,911
平均	7.10	5.63	8.21	12.73	11,720	14,659	13,020	105,184	98,138	143,168	203,323

- (注) 1 「受診率」及び「一件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、入院時生活療養の給付、家族入院時食事療養の給付、家族入院時生活療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、家族入院時食事療養費、家族入院時生活療養費、訪問看護療養の給付、家族訪問看護療養の給付、薬剤を除いて算出する。
 2 「一人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。
 3 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

第10表 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

組合名	区分		法定給付		収入に対する法定給付の割合	
	掛金+負担金	1人当たりの額	千円	円	%	%
地方職員共済組合	千円 219,703,753	円 567,077	千円 103,328,289	円 266,700	47.0	(44.7)
公立学校共済組合	685,074,639	582,344	332,790,047	282,886	48.6	(47.7)
警察共済組合	176,400,168	562,099	97,343,651	310,185	55.2	(52.9)
東京都職員共済組合	81,149,711	499,294	43,134,368	265,395	53.2	(49.1)
指定都市職員共済組合	113,316,085	543,712	59,387,875	284,954	52.4	(49.5)
市町村職員共済組合	666,796,507	472,066	338,297,838	239,502	50.7	(46.7)
都市職員共済組合	36,068,124	476,147	19,134,268	252,598	53.1	(48.5)
合計	1,978,508,986	529,457	993,416,337	265,842	50.2	(47.7)

- (注) 1 1人当たりの額は、任意継続組合員を含む。
 2 割合の()内の数は、令和3年度の実績である。
 3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第11表 法定給付の給付実績

区分	令和4年度		令和3年度		増減			
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
保健給付	76,409,974	860,060,046	68,325,960	762,355,726	8,084,014	11.8	97,704,320	12.8
内訳								
医療費	76,325,943	826,636,043	68,241,527	728,726,786	8,084,416	11.8	97,909,256	13.4
その他	84,031	33,424,003	84,433	33,628,939	△402	△0.5	△204,937	△0.6
休業給付	777,199	133,016,630	715,166	121,703,758	62,033	8.7	11,312,872	9.3
災害給付	602	339,662	484	281,787	118	24.4	57,875	20.5
合計	77,187,775	993,416,337	69,041,610	884,341,270	8,146,165	11.8	109,075,067	12.3

- (注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第12表 附加給付の給付実績

区分	令和4年度		令和3年度		増減			
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
保健給付	213,565	7,633,385	204,293	7,352,589	9,272	4.5	280,796	3.8
休業給付	5,277	1,138,487	4,993	1,087,353	284	5.7	51,135	4.7
合計	218,842	8,771,872	209,286	8,439,942	9,556	4.6	331,930	3.9

- (注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

〔Ⅲ〕 長期給付の概況

1 長期財源率の状況

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る財源率は少なくとも、5年ごとに再計算することとされており、昭和42年度において、この制度発足後最初の財源率の再計算を行った。しかし、地方公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合制度に約3年遅れて発足したものであるが、その制度は、国家公務員共済組合に準じており、組合員期間を相互に通算し、責任準備金も相互に移換することとされていたことにかんがみ、財源率の再計算に用いる諸統計、資料等についても国家公務員共済組合の財源率の再計算の際に用いるものと同様にすることが望ましいため、国家公務員共済組合の昭和44年10月の再計算に合わせて、地方公務員共済組合についても昭和44年12月に財源率の再計算を実施（昭和45年1月から適用）し、その後、昭和49年12月、昭和54年12月、昭和59年12月、平成元年12月、平成6年12月及び平成11年12月に再計算を実施したが、経済情勢等に配慮して、平成8年12月以降の財源率を据え置くこととされた。

また、平成元年12月の再計算では、平成2年4月から公立学校共済組合及び警察共済組合が地共済連合会に加入することが予定されていたことから、平成元年12月の再計算から地共済連合会を組織するすべての地方公務員共済組合について地共済連合会において統一された長期財源率が算定されている。

平成15年4月から総報酬制が導入され、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用することとされている。

平成16年10月の再計算では、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化が行われ、平成21年9月の再計算では、地方公務員共済年金の長期財源率は、国家公務員共済年金の長期財源率と一本化され、毎年段階的に引き上げることとされた。また、平成26年9月の再計算では、被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済年金の財源率は国家公務員共済年金の財源率とともに、平成27年10月から段階的に引き上げていくことが法定化され、平成30年9月に厚生年金の上限である1,000分の183に統一された（第13表参照）。

第13表 その（一）長期財源率の状況

（令和4年度末現在）

区 分	保険料率（千分率）		
	保 険 料 率	被保険者負担分	事業主負担分
厚生年金保険法第81条第4項で定める率	183.00	91.50	91.50

その（二）退職等年金給付財源率の状況

（令和4年度末現在）

区 分	退職等年金給付の財源率（千分率）		
	合 計	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金の割合	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金の割合
地方公務員等共済組合法第114条第3項の地方公務員共済組合連合会の定款において定める率	15.0	7.5	7.5

2 収入の状況

令和4年度の各経理における収入は、地方公共団体の負担金（追加費用及び払込金を含む。）及び組合員の掛金のほか、積立金及び支払準備金の運用による利息及び配当金、信託の運用益が主なものである。

令和4年度の厚生年金保険経理の負担金収入は2兆7,954億円、組合員保険料収入は1兆7,097億円、利息及び配当金収入は31億円、信託の運用益は9,909億円で、この四科目の計は5兆4,991億円となり、厚生年金交付金3兆4,103億円、基礎年金交付金452億円、財政調整拠入金受入金523億円及びその他の収入18億円を含めた収入の計は9兆87億円となっている（第14-1表その（二）参照）。

退職等年金経理の負担金収入は1,403億円、掛金収入は1,403億円、利息及び配当金収入は10億円、信託の運用益は69億円で、この四科目の計は2,885億円となり、財政調整拠入金受入金0円及びその他の収入0.2億円を含めた収入の計は2,885億円となっている（第14-2表その（二）参照）。

経過的長期経理の負担金収入は 244 億円、利息及び配当金収入は 64 億円、信託の運用益は 1 兆 475 億円で、この三科目の計は 1 兆 784 億円となり、基礎年金交付金 0.6 億円及びその他の収入 20 億円を含めた収入の計は 1 兆 804 億円となっている（第 14－3 表その（二）参照）。

3 給付の状況

令和 4 年度の厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算の給付額は、全体で 1 兆 6,397 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、老齢厚生年金が 70.6%、旧職域加算退職給付が 12.8%、障害厚生年金が 0.7%、旧職域加算障害給付が 0.1%、遺族厚生年金が 14.3%、旧職域加算遺族給付が 1.5%となっている（第 15 表その（一）参照）。退職等年金給付の給付額は、全体で 48 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、終身退職年金が 17.7%、有期退職年金（240 月）が 8.8%、有期退職年金（120 月）が 16.1%、有期退職年金に代わる一時金が 37.5%、公務障害年金が 0.8%、公務遺族年金が 1.7%、遺族に対する一時金が 17.3%となっている（第 15 表その（二）参照）。平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による給付額は、全体で 2 兆 6,497 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、退職共済年金が 73.6%、障害共済年金が 0.8%、遺族共済年金が 18.5%、退職年金が 5.2%、減額退職年金が 0.4%、通算退職年金が 0.1%、障害年金が 0.2%、遺族年金が 1.4%となっている（第 15 表その（三）参照）。

次に令和 4 年度末現在における年金の種類別受給権者の状況をみると、厚生年金受給権者の総数は、1,355,879 人で老齢厚生年金の受給権者は、1,093,294 人、障害厚生年金が 14,270 人、遺族厚生年金が 248,315 人となっている。旧共済制度年金受給権者の総数は、1,842,481 人で退職共済年金の受給権者は、1,298,054 人、障害共済年金が 40,214 人、遺族共済年金が 392,655 人で昭和 61 年 3 月 31 日以前に給付事由が生じた年金である退職年金が 64,142 人、障害年金が 3,398 人、遺族年金が 33,484 人、減額退職年金が 7,837 人、通算退職年金が 2,293 人、通算遺族年金が 404 人となっている（第 16 表参照）。

第 14-1 表 厚生年金保険經理の収支状況

その (一) 組合別収支状況

組合名	区分	収 入 (A)			
		令和 4 年度	令和 3 年度	増 減	増減率
		千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会		8,764,562,991	9,130,582,468	△ 366,019,476	△ 4.0
地方職員共済組合		929,917,508	947,163,751	△ 17,246,243	△ 1.8
公立学校共済組合		2,915,703,180	3,037,884,741	△ 122,181,561	△ 4.0
警察共済組合		893,883,961	922,631,228	△ 28,747,266	△ 3.1
東京都職員共済組合		391,958,542	401,148,459	△ 9,189,916	△ 2.3
全国市町村職員共済組合連合会		3,314,123,200	3,450,446,416	△ 136,323,216	△ 4.0
合 計		17,210,149,383	17,889,857,062	△ 679,707,679	△ 3.8

(注) 1 収入には前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越厚生年金保険給付
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その (二) 費用別収支状況

費目	区分	収 入				増 減	
		令和 4 年度		令和 3 年度		増 減	増減率
		金 額	構成比	金 額	構成比		
		千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金		2,795,351,854	7.4	2,807,432,008	7.5	△ 12,080,154	△ 0.4
(うち追加費用)		(292,731,484)	(0.8)	(308,578,407)	(0.8)	(△ 15,846,923)	△ 5.1
組合員保険料		1,709,708,719	4.5	1,728,648,733	4.6	△ 18,940,014	△ 1.1
厚生年金交付金		3,410,306,908	9.1	3,510,580,887	9.4	△ 100,273,980	△ 2.9
(連合会交付金)							
基礎年金交付金		45,241,211	0.1	54,371,835	0.1	△ 9,130,624	△ 16.8
(連合会交付金)							
財政調整拠入金受入金		52,312,714	0.1	16,097,273	0.0	36,215,441	225.0
利息及び配当金		3,053,759	0.0	3,105,946	0.0	△ 52,188	△ 1.7
信託の運用益		990,947,548	2.6	1,245,375,862	3.3	△ 254,428,314	△ 20.4
その他		1,753,299	0.0	2,285,728	0.0	△ 532,430	△ 23.3
小 計		9,008,676,011	23.9	9,367,898,273	25.0	△ 359,222,262	△ 3.8
組合払込金		91,470,779	0.2	100,219,030	0.3	△ 8,748,251	△ 8.7
連合会交付金		19,720,000	0.1	34,152,000	0.1	△ 14,432,000	△ 42.3
組合交付金返還金		-	-	-	-	-	-
連合会払込金返還金		-	-	-	-	-	-
厚生年金交付金		3,410,306,908	9.1	3,510,580,887	9.4	△ 100,273,980	△ 2.9
厚生年金拠入金負担金		3,116,999,957	8.3	3,274,208,971	8.7	△ 157,209,014	△ 4.8
基礎年金交付金		45,299,146	0.1	54,431,257	0.1	△ 9,132,111	△ 16.8
基礎年金拠入金負担金		1,517,676,582	4.0	1,548,366,644	4.1	△ 30,690,062	△ 2.0
前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金		20,428,383,009	54.3	19,631,528,873	52.3	796,854,136	4.1
前年度繰越厚生年金拠入金負担金充当金		-	-	-	-	-	-
前年度繰越基礎年金拠入金負担金充当金		-	-	-	-	-	-
合 計		37,638,532,392	100.0	37,521,385,935	100.0	117,146,457	0.3

(注) 1 負担金には、払込金を含む。
2 収入の前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金及び支出の次年度繰越厚生年金保険給付組合積立金
3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)	
令 和 4 年 度	令 和 3 年 度	増 減	増 減 率	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度
千 円	千 円	千 円	%	千 円	千 円
8,273,265,173	8,589,467,992	△ 316,202,819	△ 3.7	491,297,819	541,114,476
907,568,204	939,821,530	△ 32,253,326	△ 3.4	22,349,304	7,342,221
2,991,296,135	2,985,091,667	6,204,468	0.2	△ 75,592,955	52,793,074
819,923,231	856,739,599	△ 36,816,368	△ 4.3	73,960,730	65,891,628
387,935,247	405,522,342	△ 17,587,095	△ 4.3	4,023,295	△ 4,373,883
3,220,782,503	3,316,359,795	△ 95,577,292	△ 2.9	93,340,697	134,086,620
16,600,770,494	17,093,002,926	△ 492,232,432	△ 2.9	609,378,890	796,854,136

組合積立金を含まない。

費目	区 分	支				出	
		令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		増	減
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
		千 円	%	千 円	%	千 円	%
老 齡 厚 生 給 付		1,157,723,440	3.1	1,030,468,047	2.7	127,255,393	12.3
退 職 共 済 給 付		1,823,824,003	4.8	1,937,213,965	5.2	△ 113,389,962	△ 5.9
障 害 厚 生 給 付		11,616,880	0.0	10,242,495	0.0	1,374,385	13.4
障 害 共 済 給 付		20,162,573	0.1	21,963,816	0.1	△ 1,801,243	△ 8.2
遺 族 厚 生 給 付		84,846,227	0.2	71,834,078	0.2	13,012,149	18.1
遺 族 共 済 給 付		633,193,019	1.7	664,976,416	1.8	△ 31,783,397	△ 4.8
短 期 在 留 脱 退 一 時 金		20,258	0.0	13,508	0.0	6,750	50.0
厚 生 年 金 拠 出 金 負 担 金		3,116,999,957	8.3	3,274,208,971	8.7	△ 157,209,014	△ 4.8
基 礎 年 金 拠 出 金 負 担 金		1,517,676,582	4.0	1,548,366,644	4.1	△ 30,690,062	△ 2.0
財 政 調 整 拠 出 金		-	-	-	-	-	-
信 託 の 運 用 損		23,300,269	0.1	3,864,847	0.0	19,435,422	502.9
そ の 他		9,933,914	0.0	7,891,352	0.0	2,042,562	25.9
小 計		8,399,297,122	22.3	8,571,044,137	22.8	△ 171,747,015	△ 2.0
連 合 会 払 込 金		90,877,815	0.2	100,219,030	0.3	△ 9,341,215	△ 9.3
組 合 交 付 金		19,720,000	0.1	34,152,000	0.1	△ 14,432,000	△ 42.3
連 合 会 交 付 金 返 還 金		-	-	-	-	-	-
組 合 払 込 金 返 還 金		592,964	0.0	-	-	592,964	皆 増
厚 生 年 金 交 付 金 支 払 金		3,410,306,908	9.1	3,510,580,887	9.4	△ 100,273,980	△ 2.9
厚 生 年 金 拠 出 金		3,116,999,957	8.3	3,274,208,971	8.7	△ 157,209,014	△ 4.8
基 礎 年 金 交 付 金 支 払 金		45,299,146	0.1	54,431,257	0.1	△ 9,132,111	△ 16.8
基 礎 年 金 拠 出 金		1,517,676,582	4.0	1,548,366,644	4.1	△ 30,690,062	△ 2.0
次 年 度 繰 越 厚 生 年 金 保 険 給 付 組 合 積 立 金		21,037,761,898	55.9	20,428,383,009	54.4	609,378,890	3.0
次 年 度 繰 越 厚 生 年 金 拠 出 金 負 担 金 充 当 金		-	-	-	-	-	-
次 年 度 繰 越 基 礎 年 金 拠 出 金 負 担 金 充 当 金		-	-	-	-	-	-
合 計		37,638,532,392	100.0	37,521,385,935	100.0	117,146,457	0.3

には、地方公務員共済組合連合会に係る厚生年金保険給付調整積立金を含む。

第 14-2 表 退職等年金経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

組合名	収入 (A)			
	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	14,334,622	14,489,440	△ 154,818	△ 1.1
地方職員共済組合	32,503,303	32,198,439	304,865	0.9
公立学校共済組合	97,374,785	100,811,026	△ 3,436,242	△ 3.4
警察共済組合	32,986,515	32,683,654	302,861	0.9
東京都職員共済組合	13,338,464	13,074,945	263,519	2.0
全国市町村職員共済組合連合会	111,981,212	111,290,910	690,302	0.6
合 計	302,518,901	304,548,414	△ 2,029,513	△ 0.7

(注) 1 収入には前年度繰越退職等年金給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越退職等年金給付組合
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 費用別収支状況

費目	収		入			
	令和 4 年度		令和 3 年度		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	140,283,687	6.6	141,843,146	7.7	△ 1,559,460	△ 1.1
掛金	140,287,213	6.6	141,846,177	7.7	△ 1,558,964	△ 1.1
財政調整拠出金受入金	-	-	-	-	-	-
利息及び配当金	1,038,548	0.0	1,208,609	0.1	△ 170,062	△ 14.1
信託の運用益	6,897,870	0.3	5,402,635	0.3	1,495,235	27.7
その他	18,775	0.0	31,326	0.0	△ 12,551	△ 40.1
小計	288,526,092	13.6	290,331,893	15.8	△ 1,805,801	△ 0.6
連合会払込金返還金	-	-	-	-	-	-
組合払込金	13,992,809	0.7	14,216,521	0.8	△ 223,712	△ 1.6
組合交付金返還金	-	-	-	-	-	-
連合会交付金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越退職等年金給付組合積立金	1,812,130,128	85.7	1,528,078,804	83.4	284,051,323	18.6
合 計	2,114,649,029	100.0	1,832,627,218	100.0	282,021,811	15.4

(注) 1 負担金には、払込金を含む。
2 収入の前年度繰越退職等年金給付組合積立金及び支出の次年度繰越退職等年金給付組合積立金には、
3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)	
令 和 4 年 度	令 和 3 年 度	増 減	増 減 率	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度
千 円	千 円	千 円	%	千 円	千 円
689,024	603,315	85,709	14.2	13,645,598	13,886,125
2,584,814	2,262,047	322,767	14.3	29,918,490	29,936,392
7,097,195	6,870,932	226,263	3.3	90,277,590	93,940,095
2,295,384	2,231,039	64,345	2.9	30,691,131	30,452,615
1,008,662	929,519	79,143	8.5	12,329,802	12,145,426
8,078,070	7,600,239	477,831	6.3	103,903,142	103,690,670
21,753,149	20,497,091	1,256,058	6.1	280,765,753	284,051,323

積立金を含まない。

費目	区 分	支				出	
		令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		増	減
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
		千 円	%	千 円	%	千 円	%
退 職 等 給 付		4,637,812	0.2	2,739,426	0.1	1,898,386	69.3
公 務 障 害 給 付		36,597	0.0	24,885	0.0	11,712	47.1
公 務 遺 族 給 付		79,712	0.0	79,217	0.0	496	0.6
財 政 調 整 抛 出 金		-	-	-	-	-	-
信 託 の 運 用 損		-	-	-	-	-	-
そ の 他		3,006,218	0.1	3,437,042	0.2	△ 430,824	△ 12.5
小 計		7,760,340	0.4	6,280,570	0.3	1,479,770	23.6
連 合 会 交 付 金 返 還 金		-	-	-	-	-	-
連 合 会 払 込 金		13,992,809	0.7	14,216,521	0.8	△ 223,712	△ 1.6
組 合 払 込 金 返 還 金		-	-	-	-	-	-
組 合 交 付 金		-	-	-	-	-	-
次 年 度 繰 越 退 職 等 年 金 給 付 組 合 積 立 金		2,092,895,881	99.0	1,812,130,128	98.9	280,765,753	15.5
合 計		2,114,649,029	100.0	1,832,627,218	100.0	282,021,811	15.4

地方公務員共済組合連合会に係る退職等年金期給付調整積立金を含む。

第 14-3 表 経過の長期経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

組合名	区分	収 入 (A)			
		令和 4 年度	令和 3 年度	増 減	増減率
		千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会		559,111,343	627,254,982	△ 68,143,639	△ 10.9
地方職員共済組合		62,822,353	63,475,792	△ 653,440	△ 1.0
公立学校共済組合		106,127,481	164,741,786	△ 58,614,306	△ 35.6
警察共済組合		78,501,261	120,023,097	△ 41,521,836	△ 34.6
東京都職員共済組合		10,720,409	14,497,114	△ 3,776,705	△ 26.1
全国市町村職員共済組合連合会		321,041,430	352,994,911	△ 31,953,481	△ 9.1
合 計		1,138,324,276	1,342,987,682	△ 204,663,406	△ 15.2

(注) 1 収入には前年度繰越経過の長期給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越経過の長期給付組合
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 費用別収支状況

費目	区分	収 入					
		令和 4 年度		令和 3 年度		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
		千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金		24,435,042	0.1	24,356,502	0.1	78,540	0.3
(うち追加費用)		(22,234,264)	(0.1)	(22,414,122)	(0.1)	△ 179,858	△ 0.8
基礎年金交付金 (連合会交付金)		57,935	0.0	59,422	0.0	△ 1,487	△ 2.5
利息及び配当金		6,411,490	0.0	7,641,038	0.0	△ 1,229,549	△ 16.1
信託の運用益		1,047,528,166	4.9	1,252,063,260	6.0	△ 204,535,094	△ 16.3
その他		1,972,644	0.0	307,460	0.0	1,665,184	541.6
小 計		1,080,405,276	5.0	1,284,427,682	6.1	△ 204,022,406	△ 15.9
連合会払込金返還金		-	-	-	-	-	-
組合払込金		-	-	-	-	-	-
組合交付金返還金		-	-	-	-	-	-
連合会交付金		57,919,000	0.3	58,560,000	0.3	△ 641,000	△ 1.1
前年度繰越経過の長期 給付組合積立金		20,277,290,190	94.7	19,549,943,854	93.6	727,346,336	3.7
合 計		21,415,614,466	100.0	20,892,931,537	100.0	522,682,929	2.5

(注) 1 負担金には、払込金を含む。
2 収入の前年度繰越経過の長期給付組合積立金及び支出の次年度繰越経過の長期給付組合積立金には、
3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)	
令 和 4 年 度	令 和 3 年 度	増 減	増 減 率	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度
千 円	千 円	千 円	%	千 円	千 円
95,083,676	59,471,476	35,612,200	59.9	464,027,667	567,783,506
61,577,667	61,882,545	△ 304,878	△ 0.5	1,244,686	1,593,247
207,937,414	200,204,530	7,732,884	3.9	△ 101,809,933	△ 35,462,744
52,261,965	49,857,957	2,404,008	4.8	26,239,296	70,165,140
27,861,546	27,209,719	651,828	2.4	△ 17,141,138	△ 12,712,605
219,871,306	217,015,121	2,856,185	1.3	101,170,124	135,979,790
664,593,574	615,641,347	48,952,227	8.0	473,730,702	727,346,336

積立金を含まない。

区 分 費 目	支				出	
	令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		増	減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
	千 円	%	千 円	%	千 円	%
退 職 共 済 給 付	484,120,145	2.3	482,315,966	2.3	1,804,179	0.4
障 害 共 済 給 付	6,061,893	0.0	6,419,938	0.0	△ 358,045	△ 5.6
遺 族 共 済 給 付	67,572,560	0.3	66,594,810	0.3	977,751	1.5
恩 給 組 合 条 例 給 付	112,136	0.0	129,468	0.0	△ 17,332	△ 13.4
旧 市 町 村 共 済 法 給 付	67,863	0.0	71,240	0.0	△ 3,377	△ 4.7
信 託 の 運 用 損	10,894,513	0.1	746,613	0.0	10,147,900	1,359.2
そ の 他	37,845,464	0.2	803,311	0.0	37,042,152	4,611.2
小 計	606,674,574	2.8	557,081,347	2.7	49,593,227	8.9
連 合 会 交 付 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-
連 合 会 払 込 金	-	-	-	-	-	-
組 合 払 込 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-
組 合 交 付 金	57,919,000	0.3	58,560,000	0.3	△ 641,000	△ 1.1
次 年 度 繰 越 経 過 的 長 期 給 付 組 合 積 立 金	20,751,020,892	96.9	20,277,290,190	97.1	473,730,702	2.3
合 計	21,415,614,466	100.0	20,892,931,537	100.0	522,682,929	2.5

地方公務員共済組合連合会に係る経過的長期給付調整積立金を含む。

第 15 表 長期給付支給状況

その（一） 厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付

(令和 4 年度末現在)

年金の種類	区分	給付件数	給付金額	1 件当たり金額	給付金額の割合
		件	千円	円	%
老 齢 厚 生 年 金		6,523,111	1,157,851,904	177,500	70.6
	(5,939,777)	(1,030,594,514)	(173,507)	(70.3)
旧職域加算退職給付		6,211,906	209,561,657	33,735	12.8
	(5,729,823)	(195,474,475)	(34,115)	(13.3)
障 害 厚 生 年 金		65,541	11,589,437	176,827	0.7
	(56,743)	(10,228,320)	(180,257)	(0.7)
旧職域加算障害給付		29,099	825,229	28,359	0.1
	(26,793)	(788,389)	(29,425)	(0.1)
遺 族 厚 生 年 金		1,285,956	234,452,653	182,318	14.3
	(1,089,171)	(208,071,347)	(191,036)	(14.2)
旧職域加算遺族給付		1,267,387	25,327,681	19,984	1.5
	(1,097,535)	(21,686,805)	(19,760)	(1.5)
障 害 手 当 金		17	27,443	1,614,277	0.0
	(8)	(14,175)	(1,771,816)	(0.0)
脱 退 一 時 金		11	20,258	1,841,636	0.0
	(6)	(9,524)	(1,587,288)	(0.0)
合 計		15,383,028	1,639,656,263	106,589	100.0
	(13,939,856)	(1,466,867,549)	(105,228)	(100.0)

- (注) 1 () 内の数は、令和 3 年度の実績である。
 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
 3 給付金額とは実支給額の総計である。第 16 表の年金額とは異なる。

その（二）退職等年金給付

（令和4年度末現在）

年金の種類	区分	給付件数	給付金額	1件当たり金額	給付金額の割合
		件	千円	円	%
退職年金	終身退職年金	1,199,538	842,137	702	17.7
		(761,886)	(405,045)	(532)	(14.2)
	有期退職年金 (240月)	555,931	418,661	753	8.8
		(330,684)	(177,758)	(538)	(6.3)
	有期退職年金 (120月)	449,379	765,072	1,703	16.1
		(297,320)	(366,576)	(1,233)	(12.9)
	有期退職年金に 代わる一時金	10,882	1,785,104	164,042	37.5
		(10,517)	(1,182,951)	(112,480)	(41.6)
	公務障害年金	115	36,597	318,231	0.8
		(65)	(24,885)	(382,839)	(0.9)
	公務遺族年金	784	79,712	101,674	1.7
	(688)	(79,217)	(115,140)	(2.8)	
脱退一時金	10	1,518	151,760	0.0	
	(-)	(-)	(-)	(-)	
遺族に対する一時金	4,123	824,937	200,082	17.3	
	(3,367)	(606,329)	(180,080)	(21.3)	
整理退職一時金	7	1,901	271,614	0.0	
	(3)	(766)	(255,467)	(-)	
合 計		2,220,769	4,755,639	2,141	100.0
		(1,404,530)	(2,843,528)	(2,025)	(100.0)

- (注) 1 () 内の数は、令和3年度の実績である。
 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
 3 給付金額とは実支給額の総計である。第16表の年金額とは異なる。

その（三） 平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による
給付等に係る給付

(令和 4 年度末現在)

年金の種類	区分		1 件当たり金額	給付金額の割合
	給付件数	給付金額		
	件	千円	円	%
退職共済年金	7,948,492 (8,258,548)	1,948,894,383 (2,040,888,403)	245,190 (247,124)	73.6 (72.2)
退職年金	400,054 (479,372)	136,718,523 (168,409,791)	341,750 (351,313)	5.2 (6.0)
減額退職年金	48,780 (54,072)	11,164,203 (12,671,565)	228,868 (234,346)	0.4 (0.4)
通算退職年金	15,649 (19,855)	1,550,928 (2,039,134)	99,107 (102,701)	0.1 (0.1)
障害共済年金	122,033 (128,826)	21,276,872 (22,948,111)	174,353 (178,133)	0.8 (0.8)
障害年金	14,246 (15,885)	4,125,341 (4,643,920)	289,579 (292,346)	0.2 (0.2)
遺族共済年金	2,332,700 (2,507,006)	489,699,286 (532,963,539)	209,928 (212,590)	18.5 (18.9)
遺族年金	175,186 (195,596)	36,121,123 (40,671,998)	206,187 (207,939)	1.4 (1.4)
通算遺族年金	2,522 (2,832)	110,259 (125,410)	43,719 (44,283)	0.0 (0.0)
その他	3 (13)	3,817 (14,326)	1,272,200 (1,101,963)	0.0 (0.0)
合計	11,059,665 (11,662,005)	2,649,664,734 (2,825,376,197)	239,579 (242,272)	100.0 (100.0)

- (注) 1 () 内の数は、令和 3 年度の実績である。
2 その他は、退職一時金、脱退一時金、返還一時金、障害一時金、死亡一時金、特例死亡一時金、短期在留脱退一時金の計である。
3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
4 給付金額とは実支給額の総計である。第 16 表の年金額とは異なる。

第 16 表 年金種類別受給権者状況

(令和 4 年度末現在)

年金の種類	区分	受給権者数	年 金 額	1 人 当 たり 平 均 年 金 額
		人	千円	円
老 齢 厚 生 年 金		1,093,294	1,212,686,409	1,109,204
	(1,061,794)	(1,188,060,011)	(1,118,918)
※ ² 旧職域加算退職給付		1,065,612	216,278,219	202,962
	(1,036,657)	(212,572,424)	(205,056)
退 職 共 済 年 金		1,298,054	1,934,922,274	1,490,633
	(1,352,797)	(2,034,182,576)	(1,503,686)
退 職 年 金		64,142	157,989,527	2,463,121
	(77,536)	(193,100,987)	(2,490,469)
減 額 退 職 年 金		7,837	13,939,333	1,778,657
	(8,800)	(15,792,955)	(1,794,654)
通 算 退 職 年 金		2,293	1,608,372	701,427
	(2,968)	(2,173,602)	(732,346)
障 害 厚 生 年 金		14,270	13,293,451	931,566
	(12,135)	(11,439,324)	(942,672)
※ ² 旧職域加算障害給付		8,803	1,511,441	171,696
	(7,961)	(1,386,938)	(174,217)
障 害 共 済 年 金		40,214	43,944,372	1,092,763
	(41,361)	(45,644,513)	(1,103,564)
内 訳	公務等	806	2,280,497	2,829,401
	(827)	(2,356,403)	(2,849,339)
障 害 年 金	公務外	39,408	41,663,875	1,057,244
	(40,534)	(43,288,110)	(1,067,946)
障 害 年 金		3,398	5,735,155	1,687,803
	(3,748)	(6,454,236)	(1,722,048)
内 訳	公務等	151	499,455	3,307,649
	(160)	(537,687)	(3,360,543)
障 害 年 金	公務外	3,247	5,235,700	1,612,473
	(3,588)	(5,916,549)	(1,648,983)
遺 族 厚 生 年 金		248,315	325,784,318	1,311,980
	(216,472)	(287,989,990)	(1,330,380)
※ ² 旧職域加算遺族給付		248,450	33,933,094	136,579
	(216,735)	(29,045,785)	(134,015)

遺族共済年金	392,655 (421,955)	568,525,991 (617,439,836)	1,447,902 (1,463,284)
内訳	公務等	1,728	1,576,614
	公務外	(1,742)	(1,588,196)
	390,927 (420,213)	565,801,602 (614,673,199)	1,447,333 (1,462,766)
遺族年金	33,484 (37,344)	40,974,528 (46,198,452)	1,223,705 (1,237,105)
内訳	公務等	1,061	2,006,946
	公務外	(1,143)	(2,022,347)
	32,423 (36,201)	38,845,158 (43,886,910)	1,198,074 (1,212,312)
通算遺族年金	404 (453)	112,131 (128,756)	277,553 (284,229)
※ ¹ 厚生年金 合計	1,355,879 (1,290,401)	1,551,764,178 (1,487,489,325)	1,144,471 (1,152,734)
※ ² 旧職域加算給付 合計	1,322,865 (1,261,353)	251,722,754 (243,005,147)	190,286 (192,654)
※ ³ 旧共済制度年金 合計	1,842,481 (1,946,962)	2,767,751,684 (2,961,115,913)	1,502,187 (1,520,890)
※ ⁴ 退職年金			
終身退職年金	243,936 (168,058)	1,162,684 (605,385)	4,766 (3,602)
有期退職年金 (240月)	111,361 (79,237)	572,604 (306,042)	5,142 (3,862)
有期退職年金 (120月)	93,149 (60,904)	1,072,221 (527,599)	11,511 (8,663)
公務障害年金	63 (48)	112,876 (84,899)	1,791,684 (1,768,729)
公務遺族年金	184 (144)	80,523 (65,863)	437,627 (457,380)

(注) 1 ()の内の数は、令和3年度の実績である。

2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

3 受給権者及び年金額には、全部又は一部支給停止者及びそれらの者に係る年金額を含む。

※¹ 厚生年金合計は、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の計である。

※² 平成二十四年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付である。

※³ 旧共済制度年金合計は、平成二十四年一元化法附則第61条に規定する改正前地共済法による給付の合計である。

※⁴ 平成二十四年一元化法附則第2条において、設けられた給付である。

4 長期給付積立金の状況

長期給付積立金等を含めた業務上の余裕金は、「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない」こととされている。

各経理別に積立金の状況をみると、令和4年度末における厚生年金保険給付積立金の総額は21兆378億円となっている（第17表その（一）参照）。

退職等年金給付積立金の総額は2兆929億円となっている（第17表その（二）参照）。

経過的長期給付積立金の総額は20兆7,510億円となっている（第17表その（三）参照）。

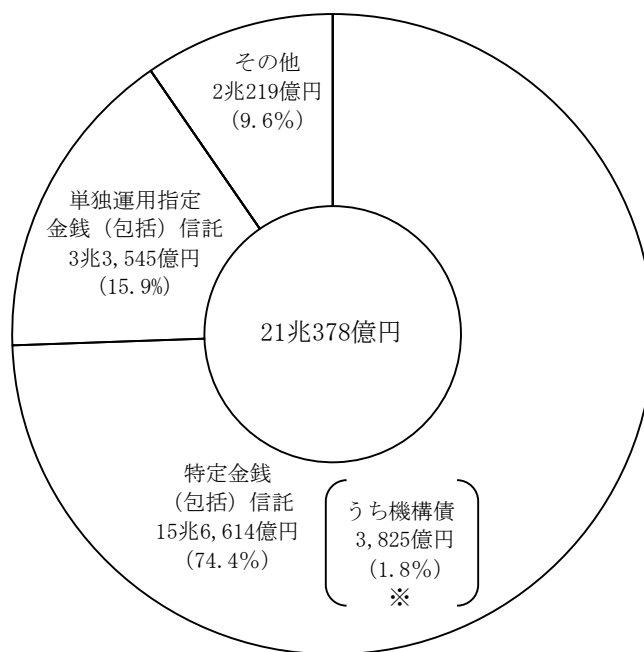
第17表 その(一) 厚生年金保険経理資産の状況

(単位：億円、%)

項目	地方公務員共済組合連合会		地方職員共済組合		公立学校組合		警察共済組合		東京都職員共済組合		全国市町村職員共済組合連合会		合計		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
証券投資信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生命保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合同運用指定金銭(包括)信託	-	-	29	1.4	1,500	7.2	-	-	-	-	-	-	1,529	0.7	
特定金銭(包括)信託	112,548	95.5	-	-	7,161	34.3	13,444	88.8	524	24.3	22,938	43.8	156,614	74.4	
単独運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	9,528	45.7	-	-	1,079	50.1	22,938	43.8	33,545	15.9	
その他	5,277	4.5	2,004	98.6	2,676	12.8	1,703	11.2	549	25.5	6,482	12.4	18,690	8.9	
計	117,824	100.0	2,033	100.0	20,865	100.0	15,147	100.0	2,151	100.0	52,357	100.0	210,378	100.0	
投資不動産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宿泊経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
貸付経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	令和4年度 厚生年金保険給付積立金	117,824	100.0	2,033	100.0	20,865	100.0	15,147	100.0	2,151	100.0	52,357	100.0	210,378	100.0
	令和4年度 運用利回り	4.62		0.00 (事務局)		5.61		5.40		5.49		4.58		4.75	

(注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、厚生年金保険給付調整積立金の資産額である。
 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
 3 簿価ベースの金額である。

第1図 厚生年金保険給付積立金の運用状況



(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。
 ※義務運用分である。

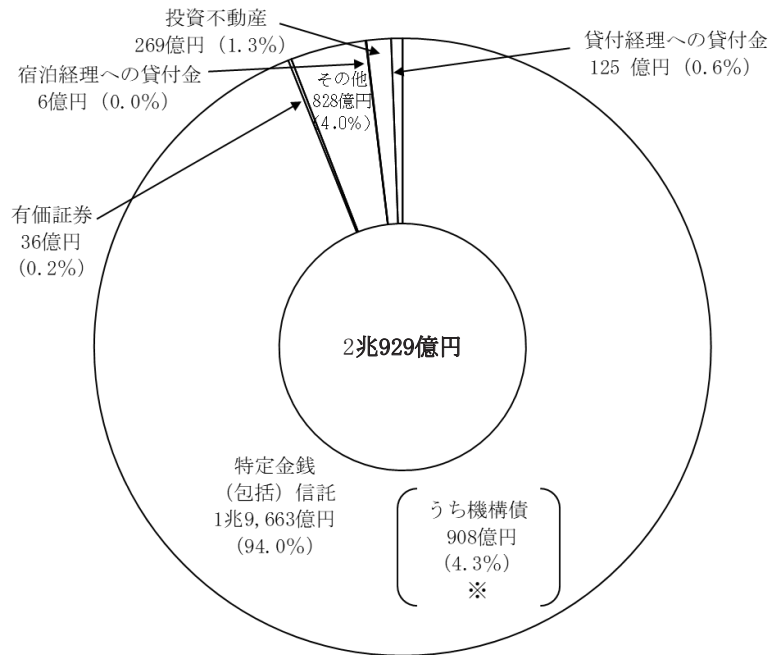
第17表 その(二) 退職等年金経理資産の状況

(単位：億円、%)

区分 項目	地方公務員共済組合連合会		地方職員共済組合		公立学校組合		警察共済組合		東京都職員共済組合		全国市町村職員共済組合連合会		合計		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
有価証券	-	-	36	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-	36	0.2	
証券投資信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生命保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合同運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定金銭(包括)信託	1,028	99.6	2,016	90.6	6,692	98.4	1,959	85.9	888	97.6	7,082	92.2	19,663	94.0	
単独運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	5	0.4	61	2.7	83	1.2	55	2.4	21	2.4	603	7.8	828	4.0	
計	1,033	100.0	2,113	94.9	6,775	99.7	2,014	88.4	909	100.0	7,685	100.0	20,528	98.1	
投資不動産	-	-	3	0.1	-	-	265	11.6	-	-	-	-	269	1.3	
宿泊経理への貸付金(不動産取得貸付)	-	-	6	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0.0	
計	-	-	9	0.4	-	-	265	11.6	-	-	-	-	275	1.3	
貸付経理への貸付金	-	-	102	4.6	23	0.3	-	-	-	-	-	-	125	0.6	
その他への貸付金	-	-	2	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0.0	
計	-	-	103	4.6	23	0.3	-	-	-	-	-	-	126	0.6	
合計	令和4年度 退職等年金給付積立金	1,033	100.0	2,226	100.0	6,798	100.0	2,279	100.0	909	100.0	7,685	100.0	20,929	100.0
	令和4年度 運用利回り	0.36	-	0.39 (事務局)	-	0.37	-	0.53	-	0.37	-	0.42	-	0.41	-
			0.45 (団体共済部)												

(注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、退職等年金給付調整積立金の資産額である。
 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
 3 簿価ベースの金額である。

第2図 退職年金給付積立金の運用状況



(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。
 ※ 義務運用分である。

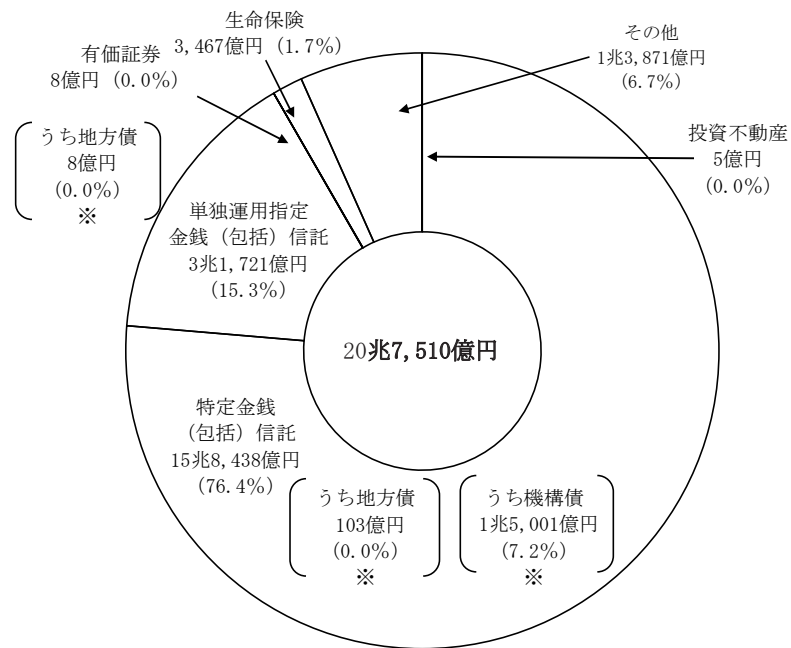
第17表 その(三) 経過的長期経理資産の状況

(単位：億円、%)

項目	地方公務員共済組合連合会		地方職員共済組合		公立学校組合		警察共済組合		東京都職員共済組合		全国市町村職員共済組合連合会		合計		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
有価証券	8	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	0.0	
証券投資信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生命保険	687	0.6	-	-	2,081	12.0	583	4.4	115	7.8	-	-	3,467	1.7	
合同運用指定金銭(包括)信託	-	-	6	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0.0	
特定金銭(包括)信託	116,610	94.9	-	-	5,897	34.1	11,838	90.0	230	15.5	23,865	46.1	158,438	76.4	
単独運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	8,287	47.9	-	-	1,045	70.3	22,389	43.2	31,721	15.3	
その他	5,594	4.6	890	99.3	1,026	5.9	735	5.6	96	6.5	5,524	10.7	13,865	6.7	
計	122,900	100.0	895	100.0	17,290	100.0	13,156	100.0	1,486	100.0	51,778	100.0	207,505	100.0	
投資不動産	-	-	-	-	5	0.0	-	-	-	-	-	-	5	0.0	
宿泊経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	5	0.0	-	-	-	-	-	-	5	0.0	
貸付経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	令和4年度 経過的長期給付積立金	122,900	100.0	895	100.0	17,295	100.0	13,156	100.0	1,486	100.0	51,778	100.0	207,510	100.0
	令和4年度 運用利回り	4.65		0.07	(事務局)	4.97		5.56		5.74		6.11		5.10	
				3.85	(団体共済部)										

(注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、経過的長期給付調整積立金の資産額である。
 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
 3 簿価ベースの金額である。

第3図 経過的長期給付積立金の運用状況



(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。
 ※ 義務運用分である。

〔IV〕 福祉事業の概況

1 福祉事業の令和4年度末現在の経理設定状況は、次のとおりである。

- (1) 保健経理 64組合
- (2) 医療経理 3組合
- (3) 宿泊経理 38組合
- (4) 住宅経理 2組合
- (5) 貯金経理 50組合
- (6) 貸付経理 64組合
- (7) 物資経理 28組合
- (8) 財形経理 17組合

(1) 組合別福祉経理設定一覧表

(令和4年度末現在)

組合名	経理名								
	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
地方職員共済組合	1	1	1	—	1	1	1	—	—
公立学校共済組合	1	1	1	1	—	1	—	—	—
警察共済組合	1	1	1	1	—	1	1	—	—
東京都職員共済組合	1	—	1	—	—	1	—	—	—
指定都市職員共済組合	10	—	—	—	2	10	—	—	—
市町村職員共済組合	47	—	32	—	44	47	26	15	—
都市職員共済組合	3	—	2	—	3	3	—	2	—
計	64	3	38	2	50	64	28	17	0

(2) 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(令和4年度末現在)

組合名	経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
指定都市職員共済組合										
札幌市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
川崎市		○	—	—	—	○	○	—	—	—
横浜市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
名古屋		○	—	—	—	○	○	—	—	—
京都市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
大阪市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
神戸市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
広島市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
北九州		○	—	—	—	—	○	—	—	—
福岡		○	—	—	—	—	○	—	—	—
小計		10	0	0	0	2	10	0	0	0
都市職員共済組合										
北海道都市		○	—	○	—	○	○	—	○	—
仙台市		○	—	—	—	○	○	—	—	—
愛知県都市		○	—	○	—	○	○	—	○	—
小計		3	0	2	0	3	3	0	2	0
合計		13	0	2	0	5	13	0	2	0

(3) 市町村職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(令和4年度末現在)

組合名	経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
北海道	北	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	青	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	岩	○	—	—	—	○	○	○	—	—
	宮	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	秋	○	—	—	—	○	○	—	—	—
	山	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	福	○	—	○	—	○	○	—	—	—
	茨	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	栃	○	—	—	—	○	○	○	—	—
	群	○	—	—	—	○	○	○	—	—
奈良	埼	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	千	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	東	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	神	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	新	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	富	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	石	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	福	○	—	○	—	○	○	—	—	—
	山	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	長	○	—	—	—	—	○	○	—	—
岐阜	岐	○	—	○	—	○	○	—	—	—
	静	○	—	—	—	○	○	○	—	—
	愛	○	—	—	—	○	○	—	—	—
	三	○	—	—	—	○	○	○	—	—
	滋	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	京	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	大	○	—	○	—	—	○	—	—	—
	兵	○	—	○	—	○	○	—	—	—
	奈	○	—	—	—	○	○	—	—	—
	和	○	—	—	—	○	○	—	—	—
鳥取	島	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	島	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	岡	○	—	○	—	○	○	—	—	—
	広	○	—	—	—	○	○	○	—	—
	山	○	—	○	—	○	○	—	—	—
	徳	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	香	○	—	○	—	○	○	—	—	—
	愛	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	高	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	福	○	—	—	—	○	○	○	—	—
福岡	佐	○	—	—	—	○	○	—	○	—
	長	○	—	—	—	○	○	—	—	—
	熊	○	—	—	—	—	○	○	—	—
	大	○	—	—	—	○	○	○	—	—
	宮	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	鹿	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	児	○	—	—	—	○	○	—	—	—
	沖	○	—	—	—	○	○	—	—	—
	連	—	—	○	—	—	—	—	○	—
	合	—	—	—	—	—	—	—	○	—
計	47	0	32	0	44	47	26	15	0	

2 福祉事業の令和4年度の収支状況は、次のとおりである。

(1) 保健経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	4,213,032	負 担 金	32,160,016
厚 生 費	28,732,644	掛 金	30,901,913
旅 費	26,085	補 助 金	4,463,717
事 務 費	524,142	施 設 収 入	1,299,758
減 価 償 却 費	200,820	利 息 及 び 配 当 金	587,434
助成金及び交付金	3,615	そ の 他	5,786,116
医療経理へ繰入	13,862		
宿泊経理へ繰入	2,753,793		
保健経理へ繰入	47,522		
そ の 他	36,387,483		
合 計 (A)	72,902,998	合 計 (B)	75,198,954
		差引 (B) - (A)	2,295,956

(2) 医療経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	30,511,674	施 設 収 入	3,718,777
旅 費	19,330	保 険 患 者 収 入	1,056,180
事 務 費	198,692	一 般 患 者 収 入	38,612
事業用消耗品費	320,183	内 部 患 者 収 入	401,909
薬 品 費	9,662,643	検 診 収 入	14,016
医療材料費	4,749,459	老 人 保 健 患 者 収 入	-
飲 食 材 料 費	451,836	入 院 診 療 収 入	37,123,050
光 熱 水 料	1,329,226	外 来 診 療 収 入	17,514,528
減 価 償 却 費	3,010,913	雑 診 療 収 入	150,385
修 繕 費	570,529	利 息 及 び 配 当 金	106,689
負 担 金	62,556	保 健 経 理 より 繰 入	13,862
支 払 利 息	-	そ の 他	7,226,788
そ の 他	14,720,167		
合 計 (A)	65,607,208	合 計 (B)	67,364,796
		差引 (B) - (A)	1,757,588

(3) 宿泊経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	5,570,827	補 助 金	30,121
旅 費	14,703	寄 附 金	12,159
事 務 費	184,943	施 設 収 入	23,848,577
商 品 仕 入	778,033	商 品 売 上	1,141,556
事業用消耗品費	833,166	利息及び配当金	266,428
飲 食 材 料 費	3,335,247	賃 貸 料	1,371,402
光 熱 水 料	3,729,884	保健経理より繰入	2,753,793
燃 料 費	124,585	そ の 他	13,685,208
減 価 償 却 費	4,540,055		
修 繕 費	1,007,065		
賃 借 料	1,009,566		
委 託 管 理 費	2,799,748		
負 担 金	1,571,816		
支 払 利 息	18,074		
そ の 他	13,445,519		
合 計 (A)	38,963,231	合 計 (B)	43,109,244
		差引 (B) - (A)	4,146,013

(4) 住宅経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	29,216	補 助 金	-
旅 費	127	施 設 収 入	30,671
事 務 費	4,378	利息及び配当金	725
減 価 償 却 費	29,912	そ の 他	113,868
負 担 金	1,815		
支 払 利 息	-		
そ の 他	1,374,544		
合 計 (A)	1,439,992	合 計 (B)	145,264
		差引 (B) - (A)	△ 1,294,728

(5) 貯金経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,212,529	利息及び配当金	47,112,439
旅 費	9,309	保 險 手 数 料	9,765
事 務 費	142,122	そ の 他	4,509,545
支 払 利 息	40,434,757		
そ の 他	1,678,220		
合 計 (A)	43,476,937	合 計 (B)	51,631,749
		差引 (B) - (A)	8,154,812

(6) 貸付経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,610,238	貸倒引当金戻入	400
厚 生 費	3,360	団 体 信 用 生 命 保 險 配 当 金	117,336
旅 費	4,375	団 体 信 用 生 命 保 險 特 約 保 險 料	-
事 務 費	149,376	保 險 料 充 当 金	327,369
保 險 料	895,916	保 險 負 担 金	-
貸 付 金 保 險 料	96,735	そ の 他	4,297,760
負 担 金	224,638		
支 払 利 息	921,672		
そ の 他	1,693,106		
合 計 (A)	5,599,416	合 計 (B)	4,742,865
		差引 (B) - (A)	△ 856,552

(7) 物資経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	231,706	施 設 収 入	106,316
旅 費	1,111	商 品 売 上	3,295,065
事 務 費	33,384	商 品 販 売 益	56,109
商 品 仕 入	3,190,107	販 売 手 数 料	2,605
飲 食 材 料 費	18,570	受 託 商 品 手 数 料	338,426
販 売 費	4,333	利 息 及 び 配 当 金	57,355
減 価 償 却 費	4,100	広 告 料	3,160
負 担 金	48,916	保 健 経 理 よ り 相 互 繰 入	52,817
支 払 利 息	133,838	そ の 他	190,167
そ の 他	349,047		
合 計 (A)	4,015,112	合 計 (B)	4,102,020
		差 引 (B) - (A)	86,909

(8) 財形経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	-	補 助 金	-
旅 費	-	利 息 及 び 配 当 金	0
事 務 費	-	そ の 他	2,250
支 払 利 息	2,228		
そ の 他	42		
合 計 (A)	2,270	合 計 (B)	2,250
		差 引 (B) - (A)	△ 21

Ⅱ 地方議会議員共済会の事業の概要

〔Ⅰ〕 地方議会議員の概況

令和4年4月1日現在の地方議会議員の総数は31,869人で、その共済会別内訳は、都道府県議会議員共済会2,552人、市議会議員共済会18,630人、町村議会議員共済会10,687人である。

〔Ⅱ〕 給付経理の財源

地方議会議員共済会の給付経理の財源は、発足当初、地方議会議員の掛金によることとされていたが、昭和47年度から、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体も費用の一部を負担することとされてきた。

地方議会議員年金制度が廃止された平成23年6月1日以後の給付に要する費用については、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、令和4年度における負担率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額100分の18.5、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が標準報酬月額100分の32.2となっている。

〔Ⅲ〕 収支の概況（給付経理）

令和4年度の収支の状況は、収入451億円、支出448億円で、差引3億円の黒字となっている。収入の主な内訳は、負担金449億円（全体の99.7%）、利息及び配当金1億円（同0.2%）である。一方、支出の主な内訳は、退職年金292億円（全体の65.3%）、退職一時金7億円（同1.6%）、遺族年金149億円（同33.2%）となっている。

